

第64回神河町議会定例会に提出された議案

○町長提出議案

- 報告第1号 平成26年度神河町一般会計予算繰越明許費に係る繰越計算書の報告の件
- 報告第2号 平成26年度兵庫県町土地開発公社の事業報告の件
- 第66号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（平成27年度神河町一般会計補正予算（第2号））
- 第67号議案 かみかわ白林陶芸館設置条例制定の件
- 第68号議案 神河町税条例の一部を改正する条例制定の件
- 第69号議案 神河町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 第70号議案 神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件
- 第71号議案 神河町介護保険条例の一部を改正する条例制定の件
- 第72号議案 平成27年度神河町一般会計補正予算（第3号）
- 第73号議案 平成27年度神河町介護療育支援事業特別会計補正予算（第1号）
- 第74号議案 平成27年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第75号議案 平成27年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 第76号議案 平成27年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第77号議案 平成27年度神河町老人訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）
- 第78号議案 平成27年度神河町水道事業会計補正予算（第1号）
- 第79号議案 平成27年度神河町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 第80号議案 平成27年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第1号）
- 第81号議案 神河町立寺前小学校大規模改造工事（第Ⅱ期）請負契約の件

○議会提出議案

- 発議第2号 神河町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件

神河町告示第75号

第64回神河町議会定例会を次のとおり招集する。

平成27年6月5日

神河町長 山 名 宗 悟

1 期 日 平成27年6月16日

2 場 所 神河町役場 議場

○開会日に応招した議員

藤 原 裕 和

藤 原 日 順

山 下 皓 司

宮 永 肇

藤 原 資 広

廣 納 良 幸

小 寺 俊 輔

松 山 陽 子

三 谷 克 巳

小 林 和 男

藤 森 正 晴

安 部 重 助

○応招しなかった議員

な し

平成27年 第64回（定例）神 河 町 議 会 会 議 録（第1日）

平成27年 6月16日（火曜日）

議事日程（第1号）

平成27年 6月16日 午前9時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 報告第1号 平成26年度神河町一般会計予算繰越明許費に係る繰越計算書の報告の件
- 日程第5 報告第2号 平成26年度兵庫県町土地開発公社の事業報告の件
- 日程第6 第66号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（平成27年度神河町一般会計補正予算（第2号））
- 日程第7 第67号議案 かみかわ白林陶芸館設置条例制定の件
- 日程第8 第68号議案 神河町税条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第9 第69号議案 神河町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第10 第70号議案 神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第11 第71号議案 神河町介護保険条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第12 第72号議案 平成27年度神河町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第13 第73号議案 平成27年度神河町介護療育支援事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 第74号議案 平成27年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 第75号議案 平成27年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 第76号議案 平成27年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 第77号議案 平成27年度神河町老人訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 第78号議案 平成27年度神河町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第19 第79号議案 平成27年度神河町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第20 第80号議案 平成27年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第1号）
- 日程第21 第81号議案 神河町立寺前小学校大規模改造工事（第Ⅱ期）請負契約の件

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告

- 日程第4 報告第1号 平成26年度神河町一般会計予算繰越明許費に係る繰越計算書の報告の件
- 日程第5 報告第2号 平成26年度兵庫県町土地開発公社の事業報告の件
- 日程第6 第66号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（平成27年度神河町一般会計補正予算（第2号））
- 日程第7 第67号議案 かみかわ白林陶芸館設置条例制定の件
- 日程第8 第68号議案 神河町税条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第9 第69号議案 神河町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第10 第70号議案 神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第11 第71号議案 神河町介護保険条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第12 第72号議案 平成27年度神河町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第13 第73号議案 平成27年度神河町介護療育支援事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 第74号議案 平成27年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 第75号議案 平成27年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 第76号議案 平成27年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 第77号議案 平成27年度神河町老人訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 第78号議案 平成27年度神河町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第19 第79号議案 平成27年度神河町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第20 第80号議案 平成27年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第1号）
- 日程第21 第81号議案 神河町立寺前小学校大規模改造工事（第Ⅱ期）請負契約の件
- 追加日程第1 発議第2号 神河町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件

出席議員（12名）

1番 藤原裕和	7番 小寺俊輔
2番 藤原日順	8番 松山陽子
3番 山下皓司	9番 三谷克巳
4番 宮永肇	10番 小林和男
5番 藤原資広	11番 藤森正晴
6番 廣納良幸	12番 安部重助

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 澤田俊一 係長 楨良裕

説明のため出席した者の職氏名

町長	山名宗悟	地域振興課長	石堂浩一
副町長	細岡重義	地域振興課参事兼観光振興特命参事	
教育長	澤田博行	山下和久
会計管理者兼会計課長兼町参事		建設課長	真弓俊英
.....	谷口勝則	地籍課長	児島則行
総務課長	前田義人	上下水道課長	中島康之
総務課参事兼財政特命参事		健康福祉課長兼地域局長	
.....	児島修二	大中昌幸
総務課副課長兼地域創生特命参事		病院事務長	細岡弘之
.....	藤原登志幸	病院事務次長兼医事課長	
情報センター所長	藤原秀洋	浅田譲二
税務課長	和田正治	病院総務課長兼施設課長	
住民生活課長	吉岡嘉宏	藤原秀明
住民生活課参事兼防災特命参事		教育課長	松田隆幸
.....	田中晋平	教育課参事兼センター所長	
		坂田英之

議長挨拶

○議長（安部 重助君） 皆さん、おはようございます。定例会開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

梅雨本番を迎え、九州地方では大雨による大きな災害が発生しております。また、先日は群馬県でも竜巻により自動車が飛んだり、また、ソーラーパネルが飛ぶといった大変大きな被害が報道されております。被害に遭われました方々には心よりお見舞いを申し上げます。今後も、いろんな自然災害には十分な備えと注意を払わなければなりません。

本日ここに第64回神河町議会定例会が招集されましたところ、議員各位にはお繰り合わせ御参集を賜り開会できますことは、町政のため、まことに御同慶にたえません。

ことしは終戦から70年の節目の年であります。国においては、集団的自衛権の行使を可能にする安全保障関連法案の合憲性をめぐり議論されておりますが、いかなる状況になっても平和を守るのが基本であることを忘れてはなりません。我が町においては誕生10周年を迎えます。次のまちづくりのステップとして、町民みんなで知恵を出し、創意工夫し、汗もかきながら、課題克服に頑張らなければなりません。

本日提案されます案件は、後ほど議会運営委員長から報告がありますが、報告、専決処分承認、条例の制定と一部改正、各会計補正予算、契約等であります。いずれも町政にとって重要な案件であります。議員各位には格別の御精励を賜り、適正妥当な結論が得られますようお願い申し上げます。

町長挨拶

○町長（山名 宗悟君） おはようございます。第64回神河町議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

ことしも平年並みの梅雨入りとなりまして、週末開催のイベントの心配もしていましたが、比較的安定した天気となり、6月13日には犬見川ほたる祭り、中村区のほたるまつり、また、14日には10周年記念事業であります平成27年度特別巡回ラジオ体操・みんなの体操会が、午前6時から神崎小学校グラウンドにおきまして、1,600人の参加のもとで開催ができました。参加いただきました方々はもとより、運営に当たっていただきましたスポーツ推進員の皆様、朝食のサービスをしていただきましたボランティアほか、関係者の皆様に心から感謝を申し上げたいと思います。おかげをもちまして神河の元気を全国に、あるいは海外のラジオ体操のファンの皆様に届けることができたのではないかと考えております。これからは、今度20日には子供会球技大会、夜にはこっとな亭のほたる祭りが開催、27日には越知川名水夏物語と新田ふるさと村でのほたる&夏祭りも開催される予定です。いずれも天候に恵まれて盛大に開催できることを期待いたしたいと思っております。

一方で、梅雨入り以降、九州や関東各地で大雨、突風、ひょうによる被害が多発しているわけでございます。これから梅雨本番、また台風シーズンに向けて、神河町においてはとりわけ雨量について細心の注意を払っていききたいというふうに思うわけでございます。

次に、5月12日より恒例の集落別懇談会を回らせていただいております。6回目となりました今回は、昨年に引き続いて人口減少対策と神河創生をテーマに、町の人口減少対策の方針、具体政策あるいは現在の状況について報告、説明をさせていただきながら、町民の皆様からの直接、御意見、御提言を聞きながら、これからの神河創生に向けての5カ年計画に盛り込んでいければというふうにも思っているところであります。しっかりと40集落回り切って、今後のまちづくりにつなげていく所存でございます。

さて、本日は第64回神河町議会定例会を招集いたしましたところ、議員全員の御出席を賜り、議会が開催できますことを厚くお礼申し上げます。今定例会には報告2件、専決処分1件、条例案件5件、工事請負契約1件、そして、平成27年度一般会計ほか補正予算9件の合わせて18件を提案させていただきます。議員の皆様には、よろしく御審議を賜りまして御承認いただきますようお願いを申し上げ、開会の御挨拶とさせていただきます。

午前 9 時 0 6 分開会

○議長（安部 重助君） ただいまから第 6 4 回神河町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は 1 2 名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（安部 重助君） 日程第 1 は、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第 1 2 7 条の規定により、議長から指名いたします。

5 番、藤原資広議員、6 番、廣納良幸議員、以上 2 名を指名いたします。

○議長（安部 重助君） 次の日程に入る前に、先般開かれました議会運営委員会の決定事項について、委員長から報告を受けます。

藤原日順議会運営委員長。

○議会運営委員会委員長（藤原 日順君） 議会運営委員長の藤原でございます。それでは、去る 6 月 1 1 日に議会運営委員会を開催し、今期定例会の議事運営について協議し、決定した事項を御報告申し上げます。

まず、会期の日程ですが、本日から 6 月 2 6 日までの 1 1 日間と決しております。

町長から提出されます議案は、報告 2 件、専決処分をしたものにつき承認を求める件 1 件、条例の制定 1 件、条例の一部改正 4 件、補正予算 9 件、契約の締結 1 件、計 1 8 件であります。

議事日程につきましては、お手元に配付しております日程表のとおりでございます。

本日第 1 日目は提案説明の後に質疑を行い、報告第 1 号と第 2 号、第 6 6 号議案、第 6 8 号議案から第 7 1 号議案、第 8 1 号議案については表決をお願いすることとしております。第 6 7 号議案と第 7 2 号議案については、総務文教常任委員会に付託、審査をお願いし、第 7 3 号議案から第 8 0 号議案の各特別会計、企業会計補正予算は最終日採決としております。

一般質問につきましては、事前に通知のとおり、通告締め切りを 6 月 8 日の午後 3 時とし、通告があった 4 名の議員により、本会議第 2 日目の 2 3 日に行います。

2 6 日の最終日は、委員会に付託しました議案の審査報告の後、表決をお願いすることとしております。

以上のとおり、今期定例会の会期日程及び議事日程等について決定し、議長にお願いしております。

なお、議案の審議に際しましては、質疑、答弁ともに簡潔明瞭に行うことを特にお願いいたします。議員各位には格段の御協力をお願い申し上げます。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

- 議長（安部 重助君） 議会運営委員長の報告が終わりました。
それでは、日程に戻ります。

日程第2 会期の決定

- 議長（安部 重助君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から6月26日までの11日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（安部 重助君） 御異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から6月26日までの11日間と決定しました。

日程第3 諸報告

- 議長（安部 重助君） 日程第3、諸報告でございます。

まず、監査委員より、例月出納検査の監査報告を提示していただいております。お手元にその写しを配付いたしておりますので、御一読願います。

閉会中の主な事柄については、別紙一覧表として配付いたしております。

なお、各委員会の閉会中の活動状況については、各委員長より報告をしていただきます。

まず、民生福祉常任委員長からお願いいたします。

松山民生福祉常任委員長。

- 民生福祉常任委員会委員長（松山 陽子君） 失礼いたします。民生福祉常任委員長の松山でございます。閉会中の5月20日に開催しました民生福祉常任委員会について報告させていただきます。

執行部からは副町長及び関係課の管理職員の方々の出席のもと、事務調査を行いました。

なお、委員会資料をお手元に配付しておりますので、詳細については割愛させていただき、主な質疑応答を中心に報告させていただきます。

まず、公立神崎総合病院所管について報告いたします。

初めに、26年度の仮決算と業務執行状況の説明を受けました。26年度の年間患者数については、入院患者数は約3万9,900人で前年度に比べ約3,400人減っています。外来患者数は約11万6,500人で前年度に比べ約3,800人の減となっています。内容としましては、外科と小児科はふえておりますが、整形外科の入院患者が5月から約6カ月間激減し、外来ではリハビリ科が特に減っています。これは国の方針により、入院患者の在宅復帰の強化にシフトされた影響が大きいとの以前から報告を受けております。

仮決算状況については、純利益はマイナスの2億6,900万円で前年度に比べ2億9,200万円のマイナスとなっています。これは公営企業会計の改正で、賞与引当金1億800万円を計上しなければならなくなったことと、患者数が減ったことや電気代が高騰していることなどの影響によるものです。

次に、北館の建てかえ計画については、病院の各部署の代表の職員によるワーキンググループでの検討と、病院の執行部と副町長、会計管理者、財政担当特命参事、健康福祉課長等による検討委員会を立ち上げ、半年かけて将来構想を作成していくとのことです。また、それにあわせて、地域包括ケアシステム、地域医療構想を踏まえた中での病院の役割を明確化した病院改革プランの作成も取り組んでいくとの説明を受けました。

質問の中で、まち・ひと・しごとの創生ということ考えた場合に、この町に病院があるということによる病院の雇用、関連企業との関係などによる数字にあらわれる直接的経済効果と、安全・安心といった数字にあらわれにくい効果があると思われる。そのことについてできるだけ正確にまとめて、町当局及び町民に対し積極的にアピールをしていってほしいとの意見に対し、病院からは、住民の皆さんには病院が赤字であるとか5億円の繰り出しがあるといったことしか伝わらないけれども、5億の中にはルール分の普通交付税2億8,000万円とか特別交付税もあることも知っていただきたい。また、議員、行政、町民の皆さんには、病院の存在がいかにか神河町の活性化につながっているかも理解していただきたい。そのためにも、病院の雇用であるとか、病院があることでの周辺の店舗や事業者、交通機関等の経済効果、市場調査を一度専門的にやってみたいとは思っているとの回答でした。

病院に対して、北館の建てかえについては、近隣の市町からも多くの患者さんを受け入れているという体制を計画の中に入れていただきたい。また、施設整備については、時代に合った整備をしていかないと経営も成り立たないので、スピーディーな対応を要請しました。

次に、健康福祉課所管について報告いたします。

介護保険制度の改正に伴う関係事業の取り組みについて、現在、町内には、要支援1・2合わせて約200名おられるが、29年度からは従来の介護保険事業の通所介護、デイサービスです、と訪問介護、ホームヘルパー派遣事業の利用はできなくなります。これにかわるのが総合支援事業であり、町内にある社会資源を有効に活用し、在宅福祉サービスができる限り低下しないよう準備を進めていきたいとの考えである。そして、通所介護にかわるものとして、老人クラブ、福祉施設、グリーンエコー、モンテ・ローザなどの協力を得て居場所づくりを、また、訪問介護にかわるものとして、老人クラブ、シルバー人材センター等による買い物などの生活援助、その他生活支援サービスを充実させる具体的事業の検討を進めていきたいとの考えであり、8月の下旬には老人クラブの方に集まっていただき、ワークショップを開催する予定であるとの説明を受けました。

健康づくりについては、委員から、これまでは健診事業で早期発見、早期治療に取り

組んでおられるが、もう一歩前に進んで予防につながる活動を展開してもらいたいとの意見に対し、27年度は健康教育、健康相談を中心の目標としており、健康教育の中では食育による疾病予防といった部分も取り組む予定であるとの回答でした。

また、26年度の自己評価の中で、今後は町ぐるみ健診等でタッチパネル健診を実施するなどして若い世代からの予防につなげていきたいとあるが、このことは27年度事業へ引き続き継続され生かされるのかとの質問に対し、6月から実施される町ぐるみ健診でコーナーを設け、タッチパネル健診を実施する考えを持っている。会場には若い方も来られるので、若年性認知症の予防という観点からも検査を受けていただけるよう事業展開をしたいと考えているとの回答でした。

次に、地域局所管について報告いたします。

神崎支庁舎にある地域局と健康福祉課の統合について、行政としては28年4月に統合する方向の考えであること。また、このことについては、地域局の窓口業務のほとんどは統合後も健康福祉課で継続実施するというを含め、現在実施中の町長懇談会等で町民の皆様にお知らせし、意見を求めておられる状況であるとの報告を受けました。

次に、住民生活課所管について報告いたします。

クリーンセンターの方向性については、くれさかクリーンセンターへの業務委託協議を6月2日に実施する予定である。そこでの姫路市と福崎町のごみ処理状況についての報告と、くれさかクリーンセンターに入れてもらえるかどうかの回答により、今後の計画について福本区にも相談していく考えであるとの説明を受けました。

防災行政無線の整備については、神河町では従来から有線放送やケーブルテレビの告知放送による戸別放送が行われてきた経緯から、家の中に戸別受信機を設置し、戸別放送で情報を伝えていく考えである。また、補完的役割として、集落に1基程度の屋外拡声子局、スピーカーの形をしたものですが、それを配備する予定であるとの説明を受けました。

消防団の組織強化について、消防審議会で消防団組織の再編を28年度に実施するという答申が出ているが、密接な関係にある区長等には十分周知できているのか。また、議会報告会の出席者から、消防団員は働いている事業所や同僚の方の理解がなければ消防団活動にも出にくい状況があるため、協力してくださる事業所に対する優遇、特典か何かを考えていただけないかとの意見が出ました。町として消防団員をふやす努力と、このことに関する検討をしていただけないかとの質問に対し、再編については6月の区長会で周知し、事業所への特典等については検討していくとの回答でした。

そのほか、さくらんぼの会の活動状況報告、また、テレビのナインティナインのお見合い大作戦は、まだ番組収録の候補として残っているとの報告がありました。この婚活事業で1組でも多くのカップルが成立することを心から期待しております。

以上で民生福祉常任委員会の報告を終わらせていただきます。

○議長（安部 重助君） 次に、産業建設常任委員長、お願いいたします。

藤原裕和産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員会委員長（藤原 裕和君） おはようございます。1番、藤原裕和でございます。産業建設常任委員会の活動報告をさせていただきます。

産業建設常任委員会は、3月定例議会以降、4月9日と5月18日に事務調査を行っています。

まず、地域振興課の地域振興係の関係で、本年度より若者定住策の新規事業であります若者世帯向け住宅取得のための補助金100万円、これと、この4月に委員会でも、また、4月16日の臨時議会でもありましたんですけれども、審議いたしました町内の事業主の利用、そういう町内の事業者の利用によりまして、100万円プラスという部分で50万円の上乗せで最大150万円となって、今現在スタートをいたしております。

これは国庫補助金、このお金を国のほうからいただいておりますことから、4月以降にこれらの交付申請をいたし交付決定を受けて、翌年度の年度末の3月31日までに完了することということが国の補助金の制度のこちら辺が大原則であります。委員会で委員より、補助金の申請をした年度末までに住宅が完成しなかったり引き渡しができなかったというような場合もあるんじゃないかということで、そういうことで何とかこの制度の利用しやすい形で方向で取り組んでほしいという要望がございました。担当のほうとしましても、若者定住制度のこの部分は有効に活用できるように対応していくという答弁がされております。

それから、中村地内の旧神崎町役場跡地に建築をされます若者向け地域優良賃貸住宅、（中村団地）、これは通称、中村団地というんですけれども、この24戸分の全体の配置計画等が委員会で図面等で示されました。これは、また地元の中村集落の基本的な了解、近隣の方の了解をいただくという、こちら辺の説明もなされるように委員会としては聞いております。今後、この図面等に配置計画並びにこういう全体の計画に検討が加えられていきます。なお、今年度につきましては、全体計画の半分の3棟で12戸分の建築工事となっております。

それから、次に、コミュニティーバスの関係であります。ケーブルテレビでもごらんになっておられる方もあろうかと思いますが、コミュニティーバスの関係で夜間バス、こういう部分を新野駅から越知谷、作畑新田ルート、こういう部分で夜間運行の試験運転が5月、6月末まで行われております。夜間2便が試験運行をされております。この部分で委員より、バスの利用される方のこちら辺の実態の調査やアンケートの調査も考えてはどうかというように、多くの利用を図られるようにというような意見も出ております。

それから、防災拠点としての再生可能エネルギー導入の推進事業で、太陽光の関係なんですけれども、3カ所、委員会では応募されておりましたということの報告は受けとったんですけれども、実は、後日私のほうで報告を受けまして、決定をされましたが、3カ所のうち越知の公民館と栗の公民館、この2カ所が太陽光発電並びに蓄電池の整備

という部分で、国の補助が決定をされたという報告を受けております。

次に、農林業係についても、委員会でも多くの意見をいただきました。委員より、林業の関係においては、森林機能の強化と、また間伐促進、それからバイオマス発電の施設への供給体制等の意見をいただいております。また、農業についても、安心・安全な農産物としてのカドミ対策の取り組み等の質疑もたくさん出ました。そのほかにも、地産地消の関係で例年よく出てるんですけども、大麦の関係やら特産品でありますサンショウのここら辺の質問も出たところであります。

次に、商工観光係では、神河町観光施設保全活用計画の基礎調査を昨年度で各観光施設の取りまとめをなされております。今年度でいよいよ観光施設でありますこれからのあり方という部分で整備計画を策定される運びになっております。学識経験者を含みます4人程度のメンバーによってこの第三者委員会に諮問がなされ、ことしの12月末ごろまでにここら辺の答申が出されるようであります。そして、この答申を受けて、来年早々からはこの整備計画、観光の施設保全活用整備計画のパブリックコメント、意見を聞くという期間も設けられます。そういう運びになっております。

それから、観光の関係では、スキー場の報告ですけれども、峰山高原スキー場の環境影響評価業務を、4月の24日に公益財団法人ひょうご環境創造協会、ここと契約をなされておまして、各調査を進められておるという報告も受けております。また、これと同時に、スキー場の全体計画の設計という部分での業者の選定を行っておるといふことの報告も受けております。

委員会でもいろいろ意見も出たんですけども、この中で県とのかかわりという部分での質問も出ました。この中で副町長が答えられたんですけども、ことしの5月11日に町長と兵庫県知事との懇談がありまして、このスキー場の関係の、神河町の地方創生はスキー場というようなお話も出て、知事のほうから頑張ってくださいというお言葉も、激励の言葉をいただいたという報告も聞いております。また、兵庫県観光係のほうからも、兵庫県のここら辺スキー場に関係する全ての課において、前向きなスキー場の検討という部分でしていただいて、応援体制が整っておるといふ報告も受けております。それから、委員会の中でも、ここら辺の将来にわたっての財源という部分の協議もしっかりやっていきたいというような部分での確認も委員会の中でなされたところであります。

それから、次に、地籍課及び上下水道課の関係では、申しわけないですけども、特に今回報告すべき内容はございません。

次に、最後に、建設課の関係においては、寺前地内、秋桜たうん下の部分にあります町道水走り中河原線、毎回報告はしておるんですけども、ここら辺の農地の買収予定地については、認可決定後に用地買収という着手運びになっております。また、ここら辺の工事についても、城山谷川の橋梁という部分が城山谷川のそばにあるんですけども、ここら辺の橋梁の工事という部分は平成28年度、予算要望の方向ということで聞

いております。

それから、もう1点、福本の福山地内の神崎・市川線及び支線の工事という部分で工事をされておるんですけれども、ここら辺の工事についても平成26年度の繰り越し分も含めて、平成27年度では、今年度ではなるべく早急に発注をできるようにしていきたいと。また、ここら辺の全体の工事に気をつけながら事業を進めたいという建設課長よりの答弁もいただいております。

それから、町単独補助治山裏山防災、この補助についても多くの要望箇所があるということで、できるだけ多くの要望に沿うような形でやっていただきたいという委員からの発言もあったところであります。

それから、最後に、橋の関係については、町内の町道にかかっておる2メートル以上の橋梁が262橋あるんですけれども、ここら辺の修繕計画策定結果から緊急、優先順位をつけまして、向こう10年間、これから10年間ということで修繕工事がなされることになっております。今年度についても修繕工事の、262橋のうち修繕をしなければならない対象となる橋梁は96橋、現在のところあります。今年度はその中で10橋の修繕工事が予定をなされております。

現在の橋の通行どめも一部ありまして通行制限もあります。その部分としましては、少し触れたいと思います。通行どめ箇所は、前も述べたと思うんですけれども、猪篠地内、西山5号橋、これが通行どめになっております。それから、通行制限、幅の制限ですね、これは川上地内、イリスミ橋という橋があるんですけれども、ここら辺が幅の制限をなされております。それから、重量制限の橋も、前にも報告もしたと思うんですけれども、杉地内の大山橋、天理教近くの大山橋と、中村地内の越知川にかかっております観音橋、これが4トン重量制限。それから、もう一つは、根宇野地内の野尻橋という橋があるんですけれども、ここら辺、この橋は2トンということで重量制限をしておるといふことの状況であります。

以上、簡単な報告となりました。よろしく願いいたします。ありがとうございます。
○議長（安部 重助君） 次に、人権文化推進特別委員長からお願いいたします。

山下人権文化推進特別委員長。

○人権文化推進特別委員会委員長（山下 皓司君） それでは、人権文化推進特別委員会の報告をいたします。

委員会は、去る5月15日に開催をいたしました。その結果につきましてはお手元に配付のとおりでございますが、委員会で出ました内容、主なものについて御報告を申し上げます。

1点目は、人権学習支援事業についてでございますが、この事業について、小学生においては全体的に実施されましたが、26年度、中学校において地域によっての差異があるということから、この事業は地域での主体で取り組まれている事業でございますけれども、やはり町内で同一の取り組みが必要であると、そういった方向ができるように

担当課のほうから地域に働きかけてほしいというようにお願いをいたしました。

2点目は、本人通知制度についてでございます。この制度は平成25年の7月から始まりましたが、現在の登録者数は418名で、率は3.48%ということで、郡内では一番登録者数が多いということでもあります。今後も登録者の増に努めていきたいということでもあります。この制度は有効期限が3年ということになっております。この期限の延長ができないかというようなことについて意見がありました。この制度につきましては町の要綱で定めている制度なので、期限を撤廃している芦屋市の例を参考に研究をしていきたいということでもあります。ただ、郡内同一で歩調を合わす必要があるということで、それらとの連携もとりながら研究を進めていきたいということもございます。

委員会といたしましては、町なりが実施されます人権啓発事業に積極的に参加するなど、人権文化推進に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安部 重助君） なお、総務文教常任委員会の報告につきましては、都合によりまして第2日目の日程に入る前にさせていただきますので御了承願います。

ここで私のほうより報告させていただきます。

それでは、私のほうから、3月定例会以降の重立った事項について報告いたします。

3月26日、中播北部行政事務組合議会定例会第2日目が開催され、藤森議員、松山議員と私が出席しております。付議事件は、平成27年度事務組一般会計予算についてで、原案のとおり可決しました。

3月30日、中播衛生施設事務組合議会定例会第2日目が開催され、松山議員と私が出席しております。付議事件は、平成27年度事務組一般会計予算についてで、原案のとおり可決しました。

同じく3月30日、中播農業共済事務組合議会定例会第2日目が開催され、藤原裕和議員と私が出席しております。付議事件は、平成27年度事務組農業共済事業会計予算等についてで、原案のとおり可決しました。

4月5日、神河町消防団初出式並びに入退団式が開催され、全議員が出席しております。

同じく4月5日、石破地方創生担当大臣の講演会が姫路で開催され、藤原資広議員、小寺議員と私が出席しております。

4月6日、神河やまびこ学園第9期生入園のつどいが開催され、総務文教常任委員会の藤原日順副委員長と私が出席しております。

4月8日、生野高等学校入学式が開催され、私が出席しております。

4月11日、桜華園さくらまつりが開催され、私が出席しております。

4月14日、高原マラソン・ウォーキング実行委員会が開催され、私が出席しております。

4月16日、神崎郡議長会が福崎町で開催され、私が出席しております。平成27年

度事業計画及び予算について協議しております。

4月27日と28日、神河町議会として3回目の議会報告会を大河内保健福祉センターと神河町ケーブルテレビ局舎において開催しました。町民の皆様からいただきました多くの御意見を今後の町政に反映できるように議会として努力いたします。次回以降も内容の改善を行い、町民の皆様と直接意見交換ができる場として継続して開催いたします。

5月8日、神河町人権文化推進協議会総会が開催され、山下人権文化推進特別委員長のほか各委員と私が出席しております。

5月11日、神河町トライやる・ウィーク推進協議会が開催され、宮永総務文教常任委員長に出席していただいております。

5月12日、神崎郡議長会が福崎町で開催され、私が出席しております。協議事項は、平成26年度事業報告及び決算についてで、いずれも承認しております。なお、平成27年度事業計画についても協議しており、グラウンドゴルフ大会は10月30日に神河町において、郡全議員研究会は11月27日に福崎町において開催することを決定しております。議員の皆様には日程調整をお願いしております。

5月13日、神河町観光協会通常総会が開催され、藤原裕和産業建設常任委員長と私が出席しております。

5月17日、神河町消防操法訓練大会が開催され、全議員が出席しております。

5月18日、神河町国民健康保険運営協議会が開催され、松山民生福祉常任委員長に出席していただいております。

5月21日、第177回兵庫県町議会議員公務災害補償組合議会定例会が神戸で開催され、私が出席しております。平成26年度一般会計決算についてで、原案のとおり認定しております。引き続き、兵庫県町議会議長会評議員会議が開催されております。主な議題は、平成26年度一般会計決算の認定、平成27年度定期総会の運営等であり、いずれも原案のとおり認定、了承しております。

5月22日、神河町商工会通常総代会が開催され、私が出席しております。

5月25日、神河町戦没者慰霊祭が姫路護国神社において執行され、全議員が出席しております。

5月26、27日、第39回町村議会議長・副議長全国研修会が東京中野サンプラザホールで開催され、藤森副議長と私が出席しております。研修事項は、27日には、「地方自治の母国に負けない我が国の町村議会」と題して、帝京大学経済学部教授、内貴滋氏から基調講演があり、その後、5名の町村議長により、「これからの町村議会を考える」と題してシンポジウムが開催されております。

28日には、「日本の健康の鍵は農山・漁村が握る」と題して、関西大学政策創造学部教授の白石真澄氏から、また、「地方創生と政治・経済の展望」と題して、読売新聞東京本社編集委員の青山彰久氏から講演を受けております。

なお、研修会参加の前に兵庫県選出の関係国会議員に面談し、地域活性化等について要望を行っております。

5月30日、自主防災かみかわの総会が開催され、藤森副議長に出席していただいております。

同じく5月30日、中播広域シルバー人材センター定期総会が神河町で開催され、藤森副議長に出席していただいております。

5月31日、公立神崎総合病院において第5回すずらんまつりが開催され、各議員が参加しております。

6月1日、兵庫県町議会議長会の第66回定期総会が神戸市で開催され、廣納議員と私が出席しております。総会の冒頭において、県会長表彰及び全国会長表彰の伝達が行われ、廣納良幸議員が町議会議員15年以上の在職功労者として全国町村議長会会長表彰を、また、議会事務局職員の榎谷係長と楨係長が事務局職員7年以上の在職功労者として兵庫県町議会議長会会長表彰を受けております。

定期総会の議事については、県町議会議長会の西谷会長から平成26年度会務報告が行われ、了承しております。また、新会長に西岡佐用町議会議長を選任しております。総会終了後、「兵庫の地域創生」と題して、兵庫県理事、地域創生担当の藤原由成氏から講演を受けております。

6月2日、第1回神河町地域創生戦略会議が開催され、私が出席しております。

6月14日、神河町誕生10周年記念、NHK特別巡回ラジオ体操・みんなの体操会が開催され、各議員が出席しております。

なお、定例会ごとに発行しております議会だよりにつきましては、4月15日に第42号を発行し、それぞれ各区長様を通じて全戸に配布しております。

以上で、閉会中の重立った事項について報告を終わります。

これより議案の審議に入ります。

日程第4 報告第1号

○議長（安部 重助君） 日程第4、報告第1号、平成26年度神河町一般会計予算繰越明許費に係る繰越計算書の報告の件を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 報告第1号の報告理由並びに内容について御説明申し上げます。本報告は、平成26年度神河町一般会計予算繰越明許費に係る繰越計算書の報告の件でございます。

地方自治法施行令第146条第2項の規定によりまして、平成26年度の繰り越し事業の6事業につきまして、繰越計算書をもって報告するものでございます。

詳細につきまして、総務課財政特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議

をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（児島 修二君） 総務課の児島でございます。それでは、詳細説明をいたします。繰越計算書をごらんいただきたいと思います。平成26年度一般会計補正予算第6号、第7号、第8号で御承認をいただきました繰り越し事業6事業について財源内訳を報告いたします。

2款総務費、1項総務管理費、総合行政用コンピュータ運営事業は、社会保障・税番号システムの改修委託料でございまして、繰越額は955万3,000円、うち国庫支出金が339万2,000円、一般財源が616万1,000円でございます。同じく、総務管理費、地域住民生活等緊急支援交付金事業（地域消費喚起・生活支援型）につきましては、プレミアム商品券発行等に係る補助金で、繰越金は2,380万円、国庫支出金が2,365万7,000円、一般財源14万3,000円でございます。同じく、（地方創生先行型）は、総合戦略等の策定委託料などで、繰越額は2,860万円で、国庫支出金が2,818万9,000円、一般財源41万1,000円でございます。

5款農林水産業費、1項農業費、地籍調査事業費は、繰越額2,900万円で、県支出金1,890万円、一般財源1,010万円でございます。

6款商工費、1項商工費、地域人づくり事業は、繰越額1,000万円で、全額県支出金でございます。

7款土木費、2項道路橋梁費、道整備交付金事業（神崎市川支線）につきましては、工事費、用地購入費、支障物件補償費などで、繰越額は2,357万8,000円、国庫支出金1,173万9,000円、地方債1,120万円、一般財源63万9,000円でございます。

これら全てについて収入済みの特定財源はございません。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本報告に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 質疑ないようでございますので、質疑を終結します。

報告第1号については以上のおりでございます。よろしく御了承のほどお願いいたします。

日程第5 報告第2号

○議長（安部 重助君） 日程第5、報告第2号、平成26年度兵庫県町土地開発公社の事業報告の件を議題といたします。

上程報告に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 報告第2号の報告理由並びに内容について御説明申し上げます。

本報告は、平成26年度兵庫県町土地開発公社の事業報告の件でございます。この兵庫県町土地開発公社は、構成団体の兵庫県下12町から委託を受けて、公共用地の取得、処分等の事業を行うものであり、本報告は地方自治法第234条の3第2項の規定により報告するものでございます。

詳細につきましては総務課財政特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（児島 修二君） 総務課、児島でございます。それでは、兵庫県町土地開発公社の平成26年度事業報告書及び計算書類によりまして説明をいたします。

まず、1ページ及び2ページをお願いいたします。まず1ページ、事業概要でございます。平成26年度における事業概要につきましては、新たな土地の取得はございませんでした。土地の処分につきましては、3件、総額7,265万2,000円でございます。うち26年度で処分が完了いたしました土地につきましては、1件、6,079万2,000円でございます。この結果、年度末の借入残高につきましては1億3,859万9,000円でございます。

次に、事業収支でございます。2年ぶりに赤字となり、損失額は17万6,077円ということでございます。この損失につきましては、前年度末未処分利益剰余金を処分いたしまして、翌年度、繰越金剰余金を1,864万5,156円といたしているところでございます。

2ページの事業執行状況につきましては、先ほど事業概要で申し上げた数字が表になって入っております。

続いて、3ページをお願いいたします。3ページ、財務の状況でございます。まず、収益的収入及び支出でございます。収入、1、事業収入につきましては7,424万1,191円でございます。これにつきましては、公有地取得事業収益ということで3町3件分を各町から収入をいたしております。

次に、2、事業外収益につきましては、受取利息、1、基本財産利息といたしまして9,891円。これにつきましては、12町が出資しております基本財産1,800万円に係る利息でございます。2、預金利息、9,362円につきましては、未処分利益剰余金に係る利息でございます。合わせて1万9,253円でございます。収益的収入合計は7,426万4,444円となっております。

続いて、4ページ、支出でございます。1、事業原価、1、公有地取得事業原価7,424万1,191円でございます。これは3町3件分で金融機関への償還分でございます。2、販売費及び一般管理費につきましては19万5,330円ということで、これら

の事業を執行する上での必要経費といたしまして、旅費、需用費、役務費、負担金及び交付金をそれぞれ経費として計上をしております。収益的支出合計につきましては、7,443万6,521円でございます。収益的収入から収益的支出を差し引いた当期の純利益につきましてはマイナスの17万6,077円でございます。

続いて、5ページをお願いいたします。5ページにつきましては資本的収入及び支出でございます。収入につきましてはございません。支出につきましては、資本的支出の中で2番、長期借入金返還金ということで、7,265万2,000円。これにつきましては、平成26年度の買い戻し額の元金相当額がここに入っています。資本的支出の合計は7,265万2,000円となっております。

続いて、6ページをお願いします。6ページの一番上、(2)借入金の概要でございます。期末残高につきましては2町2件分の1億3,859万9,000円でございます。

続いて、8ページをお願いいたしたいと思います。8ページ、(3)役員に関する事項。現在13名の方が就任をされております。任期につきましては、平成27年6月21日までとなっております。

続いて、13ページをお願いいたします。平成27年3月31日現在の財産目録となっております。資産の部、1、流動資産、1、預貯金の期末の残高につきましては、3,664万5,156円でございます。2、公有用地につきましては2町2件分で1億3,859万9,000円でございます。合計で1億7,524万4,156円でございます。続いて、負債の部、固定負債、長期借入金でございます。2町2件分で1億3,859万9,000円でございます。差し引き正味資産といたしまして、期末として3,664万5,156円となっております。これにつきましては、12町が出資して合計金額1,800万円と、未処分利益剰余金に係る1,864万5,156円の合計となっております。

最後に、17ページをお開きをいただきたいと思います。この17ページ以降につきましては、平成27年度の事業計画及び資金計画というふうに掲載をされております。平成27年度の事業につきましては、福崎町が新たに事業実施のため用地取得を行う計画となっております。

以上でございます。

○議長（安部 重助君） 以上で報告が終わりました。

本報告に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑ないようございますので、質疑を終結します。

報告第2号については以上のとおりでございます。よろしく御了承のほどお願いいたします。

日程第6 第66号議案

○議長（安部 重助君） 日程第6、第66号議案、専決処分をしたものにつき承認を求

める件（平成27年度神河町一般会計補正予算（第2号））を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第66号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、専決処分をしたものにつき承認を求める件（平成27年度神河町一般会計補正予算（第2号））についてでございます。平成27年6月1日に地方自治法第179条第1項の規定によって専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によって議会に報告し、承認を求めるものでございます。本議案は、補正予算（第1号）以降、補正要因の生じたものについて専決いたしました。

専決の内容は、給食センターの浄化槽設備の曝気攪拌装置が5月28日に突発的に故障したことにより浄化槽の機能が停止したため、本装置の修繕及び機能の中核である曝気攪拌装置の修理が完了するまでの間に排出される汚水を他の処理施設に搬出する必要が生じたので、その経費を補正したものでございます。給食センターを通常どおり稼働させるには6月1日からの搬出開始となり、事態は緊急を要することから専決処分に至ったものでございます。これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ484万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ87億4,924万円としております。

なお、詳細につきましては総務課財政特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（児島 修二君） 総務課、児島でございます。それでは、詳細説明をいたします。4ページをお開きください。まず、2、歳入でございます。18款繰入金、2項基金繰入金、6目財政調整基金繰入金でございまして、484万円の増額でございます。これにつきましては、今回の歳出における増額補正の財源に充てるために基金を取り崩すものでございます。

3、歳出。9款教育費、6項保健体育費、3目学校給食費、11節需用費、修繕料124万円の増額でございます。これにつきましては、このたびの突発的に故障いたしました、浄化槽汚水を攪拌し汚泥を沈殿させ上澄みされた水を排出するための曝気攪拌装置を取りかえる修繕料として増額をするものでございます。

続いて、13節委託料、排水処理施設管理委託料360万円の増額でございます。これにつきましては、修繕で計上いたしました曝気攪拌装置の取りかえ修繕が完了するまでの間の汚水の搬出に要する委託料として、1日20トン、週5日の6週分、30日分で360万円を増額するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

山下皓司議員。

○議員（3番 山下 皓司君） 3番、山下です。緊急事態で対処された、非常に大変だったと思います。それで、委託料360万円、これの1日20トンですか、それを別な施設に持って行って汚水処理をしてもらうということになるわけなんですけど、搬出先が中播衛生の施設というように聞いたんですね。それで間違いありませんか。

○議長（安部 重助君） 教育課参事兼センター所長。

○教育課参事兼センター所長（坂田 英之君） 教育課、坂田でございます。今、山下議員の御質問にありました件、中播衛生センターへの搬出ということで間違いありません。

○議長（安部 重助君） 山下議員。

○議員（3番 山下 皓司君） 3番、山下です。質問は、きょうということでございますので、くどいようですがけれども、この汚水、いわゆる排水、給食センターからの排水について、近くに神河町の施設があります、いわゆる下水処理施設ですね。それで、そこへ行けば、そこに受け入れが可能であれば割安になると、これは常識的なことになるんですけど、そのことができなかったのは能力的なものなのか、それから法的なものなのか。仮に法的なものであるとするならば、能力がなければ仕方ないんですけど、法的なものであるとするならば、こういったことが何回もあつたら困るんですけど、再度発生しないという保証はできませんので、もし法的なものであるとするならば、やはり町内の近くのところで処理できるような対応、それができないか、その辺についてお願いします。

○議長（安部 重助君） 上下水道課長。

○上下水道課長（中島 康之君） 上下水道、中島です。近くに神崎第1処理場というのがございます。この神崎第1処理場につきましては、能力的にもう限界といいますか、給食センターの汚水を受け入れることができません。近隣でいいますと粟賀南部であったりとか大山浄化センターでございます。その部分については法的に持っていくことができません。認可変更といいますと、下水エリアの区域を指定しております。そこに認可外、違う地域からの汚水を持っていこうとすれば、認可変更の手続が必要になってきます。ですから、その手続が完了できない間に持っていくことは法的にはできないということでございます。以上です。

○議長（安部 重助君） 山下議員。

○議員（3番 山下 皓司君） よくわかりました。そういうことであれば、神河町内の処理施設、例えば大河内の浄化施設も、それから、これは神崎南部になるんですかね、加納にある施設、これら非常にゆとりがあるんですね、処理能力としてはゆとりがあると思うんですね。もし、そういう処理のエリアの関係で上下水道課長が言われたようなことであるとするならば、ひとつ検討してもらえませんか。非常事態に対してこうい

うことが受け入れられる施設なんですよというのを、町内で1施設でも2施設でも持つとるとこのような取り組みはできませんでしょうか。できるようにしてくださいと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（安部 重助君） 上下水道課長。

○上下水道課長（中島 康之君） 上下水道、中島です。今の下水の関係につきましては、統廃合計画の関係で事業を進めております。今年度、統廃合についての概略、概算といえますか、素案をつくって行って、その後いろいろと統廃合について進めてまいります。その段階で今おっしゃったようなこと、各課、その施設と調整しながら進めていきたいと思っております。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

三谷議員。

○議員（9番 三谷 克巳君） 9番、三谷です。今回、この曝気レータいうんですか、これが故障したということなんですが、恐らく水中ポンプのことだと思うんですが、とにかくこの水中ポンプについては多分3年ほど、交換して3年ほどたってますんで、通常の水中ポンプの耐用年数から考えますと早過ぎたという、早いなというような印象を持っているわけなんですが、それについてどのようになっているかという話と、それからもう一つは、これは現在は応急措置という形の中で緊急対策的な委託料の計上という分ですが、これについては早急に改善をしていかなければならないと思うんですが、その辺の計画等についてもどのように考えておられるかお願いしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 教育課参事兼センター所長。

○教育課参事兼センター所長（坂田 英之君） 教育課、坂田でございます。三谷議員御指摘のとおり、この水中曝気レータにつきましては、国交省の政令で、下水道施設に関する運用についてという政令におきましては、耐用年数10年ということになっております。また、メーカーに問い合わせたところも同じような年数ということでありました。そもそも定期点検、電圧電流等とかの定期点検は実施しておるわけですが、数年に1回、機械を上げての点検ということが、1台での稼働でありましたのでできない状況でありました。原因につきましては、今、メーカー等に原因究明をさせているところですが、とりあえず期間との兼ね合いもありますので、早速に新しい機械を発注しまして、使っておりました機械につきましてもオーバーホールをして修理可能であれば修理して、今後こういった事態に備えるためのバックアップ用として点検、保管していきたいと考えております。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

廣納議員。

○議員（6番 廣納 良幸君） 6番、廣納です。そもそも論から一つ、前田課長からも答弁はいただいておりますけれども、なるべく専決は避けるようにと。多可町等においては一切の専決は認めないというような議会の方針をとられている場所もあるんですけ

れども、こういう場合には何も建前上のことは申し上げません。ですけれども、坂田センター長がおっしゃったとおり、今後はないということで、二度と同じ部位については専決を行わない。

それと、いうことを申し入れておいて、今、修理されている機械を今度バックアップに使うということが1点。現状は今どうなっているか、それが1点。それと、下水道に関しては地域外に入れるためには申請から約3カ月というような説明も受けたようには思いますけれども、緊急事態においてそのようなことが果たして言えるのかと。お金だけ正式に皆様の税金を使うて、認められないんやからこっちのお金使うてすぐやるんやという安易なあれはやめて、それをいかに小さくして域内で域外で、もしくは近くで処理できるように努力すべきだと思うんです。今後はそのように必ずしていただきたいんですが、これらについて等々お願いします。

○議長（安部 重助君） まず、教育課参事兼センター所長。

○教育課参事兼センター所長（坂田 英之君） この事態が発生しまして、すぐにはまず機械のレンタルができないか、それから、この汚水につきましてはほとんどが食器の洗浄によるものでございます。そういったことで、使い捨ての食器による対応ができないか、そういったこともあわせて検討しましたが、そういったこともすぐには県への協議もありますし、できない。それから、レンタルについても、こういったものが特殊な機械でありますのでレンタルすることもできなかったということで、後の分につきましては今修理、オーバーホールしている分につきましては原因究明も含めて今現在実施しているところですし、メーカーに発注しました機械につきましても、急がせたところ26日にはメーカーから出荷されて29日か30日には設置ができるということで、30日の搬出日数を計上させていただいておりますが、20日ほどで搬出が終わるのではないかとということで、そういったところにつきましてはできる限りの対応をしたつもりでございます。以上です。

○議長（安部 重助君） 上下水道課長。

○上下水道課長（中島 康之君） 上下水、中島です。認可変更の関係で3カ月というふうなことやったんですけども、電話でなんですけども、県の下水道班のほうにちょっと聞いたんですけども、今回の部分については、浄化槽が故障して緊急的に持っていくということになります。ですから、通常の認可変更といいますのは、エリア自体を下水道区域の中に入れるというのが本来の目的で、故障したから持っていくというのはちょっとなかなか、その認可変更の部分についてはちょっと、電話で聞いただけなんですけども、ちょっとなかなか理由としては難しいのかなというふうな電話のやりとりの中で判断しました。ですから、何カ月かかるかとかいうのは、実際の申請して県との協議になりますんで、日数的なものはちょっと今は言えないといいますか、県との協議の中で初めてわかってくるものなので、何カ月たったら許可がありますということではないということを御理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（安部 重助君） 廣納議員。

○議員（6番 廣納 良幸君） 要するに、今後はそういうことはないと思いますけれども、そういうことがあった場合に勉強するためにも一遍問答していただいて、緊急の場合は仮に要するに入れてもええんかどうかいいうことを、自分の判断じゃなしに向こうから答えを得て、こういうふうに最短1カ月ぐらいでできますとか、緊急の場合はまあまあおおむね認められる方向にあるのか、判断材料にしたいんで、それを確実に調べて、向こうの答弁を議会に報告してください。自分の考えだけでそういうふうに受け取った、あんまり答えは変わらないと思いますけれども、こういう場合はどうですか、こういう場合はどうですか、本当にもう緊急でどうしようもないんですという場合はどうしたらいいんですかということを詰めて、これは結論出しといてください。お願いします。

○議長（安部 重助君） 上下水道課長。

○上下水道課長（中島 康之君） 中島です。わかりました。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。ほかございませんか。

3回になってますんで。

○議員（3番 山下 皓司君） 訂正です。私が質問の中で地名を間違えておりました。

加納言うたと思うんですが、貝野の間違いでしたので訂正をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） ほかにございませんか。

廣納議員。

○議員（6番 廣納 良幸君） 要するに、汚水と汚泥がまじったやつやから、極端に言うたらあんまり入れたくはないと思うんやけど、どこら辺までは可能なんかな。というのは、何もできてないやつを、もう極端に言うたら汚泥がいっぱいのやつを一緒に入れて、ほかのどこやったらかくさん汚泥がたまってしまうと。早くまた違う意味で予算がかかると。それは可能なんかな。ちょっと素人的で申しわけないけども、汚水ばかり入れるんと、攪拌できひんから、汚泥も何もまじったやつを違うところに入れるということは、それこそ素人並みにある程度は避けたほうがいいんちゃうかなというような気はするんやけども、そこら辺はどないですか。

○議長（安部 重助君） 上下水道課長。

○上下水道課長（中島 康之君） 上下水、中島です。そもそも下水処理場は汚水を持ってくるところになります。汚泥はといいますと、やっぱりそこで攪拌してもう既に処理が終わった状況になりますんで、その汚泥については、下水処理場が今持っていつてますように中播衛生のほうに持っていつて処分をするということになります。ですから、受け入れというか、下水処理場に持ってくるとは汚水の状態で持ってくるとというのが基本となります。それにプラス汚濁負荷の測定といいますか、汚濁負荷が余りにも高い場合はちょっと処理能力に混乱を来しますんで、それも受け入れる前にどれぐらいの汚濁負荷があるのかというところを調べてから、可能であればそれを持ってくるといふようになります。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかよろしいですか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ないようでございますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結します。

第66号議案を採決いたします。本案については、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第66号議案は、承認することに決定しました。

ここで暫時休憩をいたします。再開を11時ちょうどといたします。

午前10時23分休憩

午前11時00分再開

○議長（安部 重助君） 再開いたします。

日程第7 第67号議案

○議長（安部 重助君） 日程第7、第67号議案、かみかわ白林陶芸館設置条例制定の件を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第67号議案の提案理由について御説明申し上げます。

平成27年度から白林陶芸館の管理を町に移管し、町指定文化財である白林窯を保存継承するとともに、住民の生涯学習の場として活用するため、地方自治法第244条の2の規定に基づき、名称、位置を初めとする公の施設の設置及び管理に関する基本的事項を定めるものでございます。以上が提案の理由並びに内容でございます。

詳細につきまして教育課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

教育課長。

○教育課長（松田 隆幸君） 教育課の松田でございます。第67号議案のかみかわ白林陶芸館設置条例制定の件につきまして御説明を申し上げます。

本条例では、先ほど町長が説明をいたしました施設の設置及び管理に関する基本的事

項について、第1条で設置の目的、第2条で名称及び位置を定めております。第3条で教育委員会が管理すること、第4条で設置の目的に合わせて開館日を定め、第5条から第8条において、使用に係る使用許可制限等に関して定めております。また、第9条から第11条において、地方自治法第225条で規定されている使用料について定めています。なお、第9条の使用料については、類似の施設がある神崎公民館を参考にして設定しております。第12条では使用後の返還について、第13条では損害賠償についてそれぞれ使用者義務を定めています。今回の設置条例の制定に伴い管理運営に必要な事項を規則として定めており、議案の後ろにつけておりますので御参照ください。

以上が提案の理由並びに内容でございます。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

三谷議員。

○議員（9番 三谷 克巳君） 9番、三谷です。まずお尋ねをしたいと思います。私自身はこの条例というのは、全ての人を読んで共通の認識ができるというのが一つの条例の基本だと思ってます。その中で、第1条に町指定文化財である白林窯という表現がありますが、これまでの説明でしたら文化財と指定したのが無形というんですか、その人物等をしてきたというような説明を受けてきたわけなんですけど、この文言を読みますと、白林窯という焼き物用の窯、そのものが文化財であるような理解もできるんですが、その辺の分も含めて、町指定文化財である白林窯というこの解釈の説明をお願いしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 教育課長。

○教育課長（松田 隆幸君） 教育課、松田でございます。今の御質問にお答えしたいと思います。

文化財の指定原簿におきましては、種別としまして無形の工芸技術、これにつきましては赤松八郎氏が現在お持ちの無形の工芸技術を指定しておりまして、その名称につきまして白林窯というふうに指定しておるところでございます。したがって、この窯というのは、物ではなくてあくまでも無形の技術を指しているということで御理解をいただきたいと思っております。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかにございませんか。

山下議員。

○議員（3番 山下 皓司君） 3番、山下です。設置のところ、町指定文化財である白林窯という表現があります。この内容については、私は具体的な物かと思ったんですけどそうではないということですが、その指定されているということについて、私、委員会等でそういう行為はされてますかということは何回か言ったわけですが、その適切な答弁はもらっておりません。はっきり言いますと、そういったものが文書化されてるんですね。指定したというものがいわゆるあるのかないのか。あればやっぱり、この際

こういう表現があるとすれば広く知らせるべきじゃないかなというように思います。それが1点ですね。

それから、ちょっと戸惑うんですが、今、三谷議員からあったように、やはり条例は誰もが同じ解釈ができると、もちろん説明受けんと解釈できませんけど、そういうものであるとしたら、このことと、それから、今度は別表のところに料金のことがあります、陶芸用電気窯とありますね。それは課長の説明でわからんことないんやけども、こちらへ来るともう物体になってますね、はっきりと。その辺の説明がしっかりつくのかどうかいうこと。これはちょっと私が勘ぐった言い方ですので、間違っておればそれはきちっと説明してください。

それからもう一つ、もうちょっと別な面の基本的なことになるんですが、現在かみかわ白林陶芸館ということになってますが、この事業について、この施設をつくられたのは県の補助事業、自治振興事業ですね、使われた。そのときに、一つのこの設置の目的のものがどういうことを具体的にするんだというふうなことが、多分補助金もらうんですからはっきりとあったと思うんですね。そういう出発点と現在の条例の中身がきちっと整合できてるか、その辺のところですね。

それからもう1点、私、委員会のところで、尋ねたのか説明があったのかちょっと失念しとんですけども、いわゆるこういうあの場所が、陶芸館がある場所が神崎の南インターおりて非常に近いところにあるということですから、そこに他の町の、福本遺跡もありますし、あそこは規模が大きいんであの場所に展示できるかどうかわかりませんが、例えば旧の大河内のほうから出ております出土品もありますね。そういったものを一緒に置くんやいうようなことを言うたったやな気がするんですね。そうすると、そこに神河町のそういうような埋蔵文化財的なものがあるとしたら、観光って言うたらおかしいけどそこへ立ち寄っていただけると。この施設を汎用に使いたいと言われたように思うんですけども、そういうことがこの条例ではどこにも出ておりませんので、その辺について、たくさん言いましたけどもひとつよろしく願いいたします。

○議長（安部 重助君） 教育課長。

○教育課長（松田 隆幸君） 教育課の松田でございます。それでは、ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

まず、1番目の指定をしたものがあるのかどうかというところですが、それにつきましては神河町指定文化財指定原簿というのがございまして、その中で赤松八郎氏所有で、種別としては無形工芸技術ということで白林窯という指定をしておるところでございます。それにつきましては、原簿を見たいということでありましたらお見せすることは可能ですが、ホームページ等でも白林窯が町指定であるということをお知らせしておりますので、一般の方につきましてはそこで確認をいただきたいというふうに思うところでございます。

次に、料金の中の窯と、ここでいう白林窯の違いでございますが、料金の場合は先ほ

ども御指摘のありましたように、窯自体の物を指しておるわけですが、あくまでも先ほどから御説明をしておりますように、この指定につきましては無形の工芸技術である白林窯という技術を指定しているというふうに御理解をいただきたいと思います。

3番目の、設置の当初との整合性といいますか、中身でございますが、設置につきましては、当初、先代の赤松白斎様が当町で白磁のそういう窯の技術を学ばれて、神河町でそういう窯を開かれたというものに対して、その窯が播磨では唯一の磁器の窯であるというようなことも含めて、町の指定文化財として末永く継承していこうということで指定したところでありまして、今回の設置条例の中にも、第4条の開館のところにも書いてありますが、第4条の(1)白林窯の保存継承に関するということで書いておりますように、一番の目的としましてはその窯を長く継承していくということが目的でありまして、当初の目的と変わらない活用の仕方を基本としたいというふうに考えております。

もう1点の今後の活用につきましては、先ほどの4条の(2)番にも書いてありますように、住民の生涯学習の推進に関する活動ということで、主には陶芸等の活用が中心になるとは思いますが、空きスペースも出てきますので、そういう中で、先ほども山下議員からもありましたように、今後いろいろな町の文化財についてもこの場所を活用して展示するような企画も取り組む中で、住民の生涯学習に寄与していきたいというふうに考えておるところでございます。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

宮永議員。

○議員（4番 宮永 肇君） 先般の総務文教常任委員会でちょっと質問なり意見なり述べさせていただきましたが、条例化してというのは非常に結構なことでありますけれども、先ほども三谷さんのほうからも質問ありましたけれども、白林窯というものが一体どういうものであるのかということで、要は、その場所なり窯なり設備なりいろんなものを含めて白林窯という総称でございますので、これを保存継承するということがもう一つわかりにくいというんで、その下には4条でありますけれども、現在の赤松八郎氏が無形文化財というふうな形で位置づけられるのであれば、その人の技術とかそういうものを継承するということになるわけでありまして、まだお元気なうちにそういう、これまで白林窯ということで白斎さん以来やってこられたような技術を公開してでも後継者をつくりたい、この技術をやっぱり保持していただきたいというふうな、そういう思いをもし持っておられるのであれば、誰かがやっぱりそういうものをしっかり受けとめていかないかのやないかなというふうに思うんです。ですから、そういうことも含めて継承するか継承させるとかということになるのではないかなと思いますので、そこら辺のお考えがどうなのかなというのが心配なんです。

○議長（安部 重助君） 教育課長。

○教育課長（松田 隆幸君） 教育課の松田でございます。ただいまの質問でございますが、これまでどちらかというと赤松八郎様に継承と、また施設の管理等もお願いをし

て技術の伝承をお願いしとったわけですが、今後は教育課のほうでもそういう部分に力を入れて取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

小林議員。

○議員（10番 小林 和男君） 10番、小林です。この料金の表についてなんですけども、体験教室の料金が町民が100円で町民以外が200円、町民、町民以外でなぜこの別料金を設けられないのかというその概念うんかね、町外の人であっても神河町へ招き入れてどんどん利用してもらって、神河町のよさを実感してもらったり神河町を楽しんでもらったり、町外の人を多く呼び込む、これは方法の一つだと思うんですけども、この町内、町外の料金差をつけるということは、町外の方が疎外感を感じられて、神河町ウエルカムという考え方に逆行すると思うんですけども、なぜこのような差をつけられたかということをお尋ねします。

○議長（安部 重助君） 教育課長。

○教育課長（松田 隆幸君） 教育課の松田でございます。ただいまの御質問につきましては、公共施設の中で社会教育、社会体育施設だけでなく、観光施設でも同じような御質問、今までも受けているところでございます。特に今回の条例の中での設置につきましては、現在ある神崎公民館なり中央公民館、同類の施設に準じまして設定をしたところでありまして、今後利用料の見直し等の段階で、そこらにつきましては他の施設も含めて検討していきたいというふうに考えておるところでございます。以上です。

○議長（安部 重助君） 小林議員。

○議員（10番 小林 和男君） このたび新しくつくろうとされてるものでありますからして、このたびから改正されるという決断はできなかったのでしょうか。町長の思いをお伺いします。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 料金設定につきましては担当課長のほうからも答弁があったところでございます。私も、いつまでもこういうふうな表現はよくないと私は思っております。その中で、ほかの施設も今このたびの白林陶芸館の別表と同じような記載がされているというところで、とりあえずいろいろな御意見があろうかと思いますが、その他の施設と同じ表現をさせていただきながら、一つの考え方としては料金は一定にして一律にしながら、あとは町民に対しての割引とか、そういった表現のほうがやっぱり理解していただきやすいなというふうに私自身は思っておりますので、今後、私の思いとしてはそういう方向でかじを切ればよいのかなというふうな思いを持っておりますので、御理解をいただければと思います。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほか、ないようでございますので、質疑を終結いたします。

ここでお諮りいたします。本案については、総務文教常任委員会に審査を付託いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認め、第67号議案は、総務文教常任委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第8 第68号議案

○議長（安部 重助君） 日程第8、第68号議案、神河町税条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第68号議案の提案理由並びに内容につきまして御説明申し上げます。

本議案は、神河町税条例の一部を改正する条例制定の件についてでございます。改正の理由は、本年4月の臨時議会において承認をいただきました神河町税条例等の一部を改正する条例につきまして、改正規定の文言の追加をしたものでございます。

詳細につきまして税務課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（和田 正治君） 税務課、和田でございます。第68号議案の説明をさせていただきます。

今回の神河町税条例の改正点につきましては、先ほど町長からもございましたように、本年4月の臨時議会において承認をいただきました改正条例の一部に追加をするものでございます。その改正条例の第2条において規定をいたしました軽自動車税に係る二輪車の税額の改正適用を1年延長するとの改正部分のことでございます。

地方税法の改正に伴います町税条例の改正につきましては、毎回国、県から示されます条例改正案をもとに改正をいたしております。このたび示されました改正部分においては、町で定めます小型特殊自動車、いわゆる農耕車両などを指しておりますが、これらについては示されておりました。しかしながら、昨年度の税額改正においては小型特殊車両も改正内容に含んでおりましたことから、同様の1年延長とするものでございます。

改正の条文としましては、町税条例第82条第1項第2号のイの箇所を改正条文につけ加えております。以上の追加をさせていただきます。大変申しわけございません。

以上、第68号議案の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

三谷議員。

○議員（9番 三谷 克巳君） 9番、三谷でございます。今回の条例改正とは直接的には関係ないわけですが、先ほどの説明ですと、今回の追加の分につきましては、たしか国の改正案には示されてなかったという分の説明がありましたが、これは去年の4月の分を見ますと、当然この農耕車両についても改正されるべきものであるという部分の臆測はできたわけでございます。その中で、今回この税というのはそれぞれ住民の皆さんに切符で徴税してもらう、非常に権限のある項目なんですね。その中で、この前の総務文教委員会で出ましたように特別控除額の計算漏れがあった、また今回の特別徴収の分の中で、説明の分で金額の誤りがあったという分の中で、特に非常に大事な部分の中での間違いというんですか、それが結構見受けられるわけですね。そんな中で、この税金というのはやはり一つの信頼関係の中で納めていただくもんでございますので、その辺の誤りというんですか、事務上のミスというのは結構目立つような部分を感じるわけなんです、その辺の部分についてのどのようにチェックされているか、それから今後のそういうような再発についての防止をどのように考えておられるか、その辺について一つ確認をしておきたいと思えます。

○議長（安部 重助君） 税務課長。

○税務課長（和田 正治君） 税務課、和田でございます。先ほど三谷議員が申されましたとおり、住民の皆様方との信頼関係の中で事務を行っておるわけでございますが、特に先ほど議員も申されましたように、徴税という部分では大変権限を持って当たっているという部分では、あってはならない間違いが何回かあったということでございますので、そういった部分では今後、一重、二重のチェック体制を現在もととるわけですが、その中にある漏れを来したという部分では、さらなるチェック体制をつくる中で間違いのない事務を行っていくように取り組んでまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

ほか、質疑ないようでございますたら質疑を終結しますが、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） ないようでございますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結し、第68号議案を採決いたします。

本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第68号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第9 第69号議案

○議長（安部 重助君） 日程第9、第69号議案、神河町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第69号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件でございます。小規模保育所では、疾病等の対応について健康管理体制を充実させることを目的として、看護師、または保健師を1人に限って保育士とみなし配置することができるとされています。このたび厚生労働省令が改正されたことを受け、乳児4人以上を入所させる小規模保育所に係る保育士の数の選定について、これまでは保健師または看護師であったものを准看護師を追加し、保健師、看護師、または准看護師に改めるものでございます。

以上が提案の理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。

廣納議員。

○議員（6番 廣納 良幸君） 6番、廣納です。全く基本的なことなんですけど、現在も准看護師制度というのはあるんですか。今まで採られた方の中に昔は准看というようなことあったんですけども、准看制度そのものは現在も続いとるんですか。基本的で申しわけない。

○議長（安部 重助君） 住民生活課長。

○住民生活課長（吉岡 嘉宏君） 看護師制度については国家資格で、准看護師制度については県知事の認可、検定試験を受けて取っておられるということで、現在も続いております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほか、ないようでございますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結します。

第69号議案を採決いたします。本案については、原案のとおり可決することに賛成

の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第69号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第10 第70号議案

○議長（安部 重助君） 日程第10、第70号議案、神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第70号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件についてでございます。改正の理由は、本年5月18日に行われました神河町国民健康保険運営協議会において審議され、答申を受けたことに伴い、神河町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

なお、詳細につきまして税務課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（和田 正治君） 税務課、和田でございます。第70号議案の説明をさせていただきます。

今回の国民健康保険税条例の一部改正でございますが、税率改正を主とする改正でございます。平成27年度において財政力の弱い保険者への国の財政支援が拡充されますことは本年4月の臨時議会でも申し上げたところでございますが、そうした見込みとあわせまして療養給付費等もここ数年安定した状態であることから、平成27年度の国民健康保険特別会計予算におきましては歳入歳出とも拮抗するとの見込みがなされております。しかし、現行税率におけます現在の課税内訳では、後期高齢者支援金及び介護納付金部分の税収が不足を来しており、それらを医療費部分で賄っておる状態でございます。今回そうしたアンバランスな状態を解消するとともに、平成30年度以降、保険者が県に移行された際の標準保険税率に即した課税方式に近づけていくため、応能割である所得割、資産割の現行40対10の割合を、今回42対8の割合にした税率の改正内容といたしております。

それでは、具体的な改正内容につきまして、新旧対照表により説明をいたします。

新旧対照表の1ページをお願いいたします。まず第3条から第5条の2までは基礎課税部分、いわゆる医療分の改正内容でございます。2ページ第6条から第7条の3ま

ですが後期高齢者支援金分の改正内容になっております。第8条から3ページ第9条の3までが介護納付金分の改正内容でございます。

この内容を添付資料1の表にまとめておりますので、ごらんいただきたいと思っております。新旧対照表の次につけさせていただいております。そちらの負担の割合に応じた税率の設定ということで、表としてあらわしております。まず医療分でございますが、所得割につきましては現行の5.75%から5.39%へ、資産割につきましては23.70%を18.80%に、均等割につきましては2万3,600円の現行を2万1,500円に、平等割、現行1万9,400円を改正1万6,400円に。次に後期高齢支援分でございますが、所得割、現行2.05%を2.53%に、資産割につきましては現行9.60%を8.80%に、均等割につきましては8,600円を9,800円に、平等割につきましては6,800円を7,500円に。次に介護分でございますが、所得割、現行1.78%を2.59%に、資産割につきましては現行10.10%を改正12.00%に、均等割、現行8,900円を1万2,500円に、平等割につきましては現行4,700円を6,500円に改正するというところでまとめております。

もう一度新旧対照表のほうにお戻りいただきたいと思っております。3ページでございます。第21条、国民健康保険税の減額についてでございますが、このたびの税率の改正に伴い軽減される額の改正でございます。その中の第1号につきましては7割軽減の額を、4ページ、第2号につきましては5割軽減の額を、3号につきましては2割軽減の額を指しております。

さて、このたびの改正税率による賦課額全体と現行税率による賦課額全体の額に差額はございませんが、世帯別では介護分が賦課される世帯とそうでない世帯では差額が生じることとなります。つまり介護分がある世帯では増額となり、介護分がない世帯においては減額となる場合がございます。

参考としまして、同じく添付資料2のほうにお示しをさせていただいております。再度そちらをごらんいただきたいと思っております。現在加入をされております世帯から2軒抽出をいたしました。上の表が介護分がない世帯、下の表が介護分がある世帯でございます。特に差額額の大きな方を抽出をいたしております。

なお、この条例は公布の日から施行し、改正後の規定につきましては平成27年度以後の年度分に適用をいたします。

以上、第70号議案の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

山下議員。

○議員（3番 山下 皓司君） 3番、山下です。ちょっと教えていただきたいということなんですが、この一番最後の添付資料の2のほうがわかりやすいかと思うんですけど

も、ここに介護分がない世帯、介護分がある世帯と分かれています、介護分がない世帯というのは具体的にこういったところやったか、ちょっと教えていただきたいんですが。

○議長（安部 重助君） 税務課長。

○税務課長（和田 正治君） 税務課、和田でございます。山下議員の御質問にお答えしたいと思います。

介護分がない世帯、介護分がある世帯でございますが、介護分がない世帯と申しますのは、介護保険におけます第1号保険者というのは65歳以上になるわけでございますが、40歳以上64歳未満の方については医療保険の中でこの介護部分を徴収するようになっております。それが介護分がある世帯になります。そして、それがない世帯が介護分がない世帯ということでございます。

○議長（安部 重助君） 山下議員。

○議員（3番 山下 皓司君） わかりました。一応この介護分について、世帯全員が64歳以下の世帯ということですね、例えば夫婦と子供さん、小さい子、小学生ぐらいの子供さんがある場合ね、この方たち、この子供たち、被保険者いうんですかね、についても当然この均等割とかが加算されますね、所得はないですから。そういうことになっていきますと、相当かかるんですね、負担が。その分だけ限って言いますとね。要は介護、そら制度ですからやむを得んという話ですわ、今現状では。やっぱりいわゆる子育て世代の中で介護分を均等割、いや、個人で何ぼということになってきますと、非常に負担が大きくなると。今度の動向見とったら確かに、今課長の説明では、医療分が余って後期高齢者のほうと介護分が不足しとるからそちらのほうにウエートを上げていったということですね。そうなってくると、その人たち、その家庭に対して非常に負担がふえてくるんです。ですから、極論ですけども、制度改正して、小さな世帯にはもう介護分、子供たちからは対象から外すと、均等割や個人割はもらわないというようなことできんかと、これはちょっと極論ですけどね。やっぱりそこらにしわ寄せが行くととるというような話もされた方があって、私ちょっとどんなことなっとんか思ってこの国民健康保険条例読みますと、そういうことだったんで。そんなような動きというようなことできませんかね。ちょっと無理ですかね。その辺、課長の見解もあると思うんやけど、そういうことになると制度的にそれはむちゃですよということなのか、その辺ちょっとお願いします。

○議長（安部 重助君） 税務課長。

○税務課長（和田 正治君） 税務課、和田でございます。山下議員の申されておる部分なんですが、制度改正につきましては単純に我々の思いの中で変えるということではできないわけでございますけれども、申されております内容からしますと、特に町としましても若者定住であるとか、そういった若者に焦点を当てた、そういった施策もされている中で、やはりそういった部分にも目を向けていただきたいという内容かなとは思っています。

ですけれども、冒頭申し上げましたように、従前からかなり医療費のほうが高騰しております、そういった部分で介護部分がなかなか賄い切れてないという現状にありまして、やはりそれに応じた負担をしていただくという観点から今回の改正をさせていただいておりますので、その点現状といたしましては御了解いただけないかなというふうに思っておるところでございます。

なお、均等割部分では子供さんにも負担が加わるわけでございますけれども、ただ介護部分というのは、先ほども申しましたように、40歳から65歳未満の方にしかかかりませんので、同じ世帯にあってもその方のみへの負担でございますので、その点了解いただきたいと思っております。

○議員（3番 山下 皓司君） わかりました。

○議長（安部 重助君） ほかございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほか、ないようでございますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結し、第70号議案を採決いたします。

本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第70号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第11 第71号議案

○議長（安部 重助君） 日程第11、第71号議案、神河町介護保険条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第71号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町介護保険条例の一部を改正する条例制定の件についてでございます。改正の理由は、平成27年4月10日に介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定に関する政令の一部を改正する政令、平成27年政令第211号が公布及び施行されたことに伴い、平成27年度から平成28年度の2年間について第1段階の保険料の調整率を引き下げるものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。詳細につきまして健康福祉課長から説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長兼地域局長（大中 昌幸君） 健康福祉課、大中でございます。第71号議案について説明をさせていただきます。

平成27年度から平成29年度の介護保険料の改定につきましては、本年3月定例会で議決いただいたところです。今回の条例改正の理由は、平成27年4月10日に介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定に関する政令の一部を改正する政令が公布及び施行されました。この趣旨については、介護保険法の改正により平成27年4月から国、県、町から低所得者保険料軽減交付金が交付され、低所得者の第1号保険料軽減強化を行うことを目的としています。内容については、保険料の第1段階に該当するものについて、平成27年度から28年度までの2年間について、基準額に乗じる割合を0.5から0.05を減じた0.45とするものでございます。金額としましては、年額3万4,200円から3万780円と3,420円の減額となります。

今回の条例改正では以上のとおりですが、平成29年度は消費税が10%になることから、住民税非課税世帯であります第1段階から第3段階の介護保険料については、さらに減額される予定です。

以上が提案理由並びに内容でございます。以上、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結し、第71号議案を採決いたします。

本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第71号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第12 第72号議案

○議長（安部 重助君） 日程第12、第72号議案、平成27年度神河町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第72号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は平成27年度神河町一般会計補正予算（第3号）でございまして、補正予算（第2号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。補正の主な要因は、債務負担行為補正において1事業の追加、4月の人事異動等に伴う人件費の増減及び人件費に絡む特別会計繰出金の増減、電気料金の値上げに伴う公共施設の光熱水費の増額、防災拠点等への再生エネルギー等導入事業の採択による補助金の受け入れ及び委託料、工事請負費の増額、生活支援ハウスを閉所することに伴う養護老人ホームへの措置費等の増額、寺前駅前商店会アンテナショップ設置に係る建設費補助金の増額、ヨーデルの森の浄化槽修繕工事の増額、今回の補正における歳入不足分の財政調整基金の取り崩し等でございます。これらによりまして歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,319万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ88億4,243万8,000円とするものでございます。

詳細につきましては総務課財政特命参事から説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（児島 修二君） 総務課、児島でございます。それでは、詳細説明をさせていただきます。

まず、5ページをお願いいたします。第2表、債務負担行為補正、1、債務負担行為の追加でございます。今回追加する事業につきましては、評価替固定資産評価システム業務委託事業でございまして、期間は平成28年度から29年度まで、限度額は750万円でございます。平成30年度の固定資産評価がえに向けての業務委託として本年度を含めて3カ年契約で実施をいたしますので、平成28年、29年度の事業費につきまして、今回債務負担として追加設定するものでございます。

続きまして、歳入歳出予算事項別明細書で説明をさせていただきます。9ページ、歳入をお願いいたします。歳入、12款分担金及び負担金、2項負担金、1目民生費負担金、老人福祉費負担金、老人福祉施設入所者費用徴収金4万2,000円の増額でございます。これにつきましては、生活支援ハウス閉所に伴います養護老人ホーム措置に係る施設入所費用の徴収金といたしまして該当者1人分、7月から3月の9カ月分を計上をさせていただきます。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目民生費国庫補助金、社会福祉費補助金、臨時福祉給付金給付事業費補助金、この補助金につきましては100%補助でございまして、臨時福祉給付金事業のシステム導入委託料の確定により補助金を増額するものでございます。

15款県支出金、2項県補助金、4目農林業費県補助金、農業費補助金、農業委員会

交付金 27 万円の増額、これにつきましては、改正農地法に対応した農地台帳システムの使用料が今回新たに補助対象経費として認められたことによる増額をいたしております。

経営所得安定対策直接支払推進事業補助金 20 万円の増でございます。これについては、県の配分決定に基づき増額をするものでございます。

同じく 3 項県委託金、総務費県委託金、統計調査費委託金でございます。7,000 円の増額でございます。これも委託金の増額交付決定に基づき増額するものでございます。

18 款繰入金、2 項基金繰入金、6 目財政調整基金でございます。3,493 万 2,000 円の増額、これにつきましては、今回の補正の歳入不足分に充てるため基金を取り崩すものでございます。

20 款諸収入、5 項雑入、2 目雑入でございます。そのうち社会貢献広報事業交付金 180 万円の増額、この交付金につきましては市町村振興宝くじ交付金の一部でございます。今回給食センターの配送車に係る部分に申請をいたしております。その部分で交付決定を受け、今回増額をするものでございます。

土曜チャレンジ事業保険掛金負担金 1 万 4,000 円の増額、これにつきましては、参加児童の増加に伴います増額でございます。

続いて、防災拠点等再生可能エネルギー導入補助金 5,506 万 9,000 円の増額でございます。この事業につきましては、避難所や防災拠点となる集会所への再生可能エネルギーである太陽光発電及び蓄電池等の導入事業で、補助率 10 分の 10 でございます。環境省から承認を受けた一般財団法人環境イノベーション情報機構が実施する事業でございます。これに公募をしており、今回越知区と栗区の 2 つの公民館が採択をされましたので、今回その補助金を増額するものでございます。

続いて 10 ページ、歳出をお願いいたします。今回の補正におきまして人件費の補正を行っております。歳出全般にわたり人件費について、4 月の人事異動、そして各課での担当がえ及び共済費の掛け率の変更に伴う補正をいたしております。なお、各科目での給料、職員手当、共済費の個々の説明を省略をさせていただきますけれども、一般会計の合計で給料につきましては 448 万 3,000 円の増額、職員手当では 756 万 2,000 円の増額、共済費 167 万円の増額で、合わせまして 1,371 万 5,000 円の増額補正を行っております。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、委託料、ネットワーク設定作業委託料 64 万 8,000 円の増額でございます。これにつきましては、現在、国保連合会と自立支援、介護保険をつないでいる回線、ISDN 回線から、国保連合会の指定する専用回線に変更するための費用として増額をするものでございます。

4 目財産管理費、需用費、光熱水費 233 万 4,000 円の増額でございます。これにつきましては、電気料金などに伴う増額でございます。本庁舎 205 万、支庁舎 28 万 4,000 円の増額でございます。

続いて、11ページをお願いいたします。6目企画費、委託料648万円、工事請負費4,858万9,000円でございます。これについては先ほど歳入の諸収入のところで説明したとおり、防災拠点となる公民館に太陽光発電、蓄電池を導入する事業が採択をされましたので、同様に歳出について増額をさせていただきました。栗区につきましては太陽光発電は16.4キロワット、蓄電池については16.9キロワットアワー、越知地区につきましては太陽光発電が10.3キロワット、蓄電池につきましては16.9キロワットアワーというところでそれぞれ工事をする予定でございます。

8目諸費、償還金、利子及び割引料4万円の増額でございます。これにつきましては、過年度臨時福祉給付金事業国庫補助金返還金でございます。26年度の臨時福祉給付金の精算といたしまして、それぞれ給付金の受給者の方が税の修正申告をされたことにより該当から非該当、受給資格がなくなっただけということのために、今回その部分を既に国庫補助金として受け入れをしておりましたので、返還するというところで4万円の増額でございます。

続いて、12ページをお願いいたします。2款総務費、5項統計調査費、7目農林業センサ調査費、役務費7,000円の増額でございます。これにつきましては、委託金の増額交付に対応するための増額でございます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、委託料、システム導入委託料86万4,000円の増額でございます。これにつきましては、平成27年度の臨時福祉給付金給付事業に係るシステム導入委託料の確定によりまして増額をしております。

繰出金、国民健康保険事業特別会計繰出金71万円の減、これにつきましては、職員給与費の繰り出しに係るものでございます。

介護保険事業特別会計繰出金174万2,000円の減、これにつきましては、職員給与に係る部分が346万円の減、地域支援事業に係る繰出金が171万8,000円の増、合わせまして174万2,000円の減となっております。

続きまして、2目老人福祉費、報償費3万円の増、役務費6,000円の増、扶助費163万6,000円の増、これにつきましては、生活ハウスを閉所することに伴います老人ホームへの措置費に要する経費を計上をいたしております。報償費3万円につきましては、入所判定員5名の謝礼でございます。役務費6,000円については主治医の意見書料でございます。扶助費163万6,000円につきましては、1人分の9カ月、7月から3月までを見込んでおります。

続きまして、7目後期高齢者医療費、繰出金4,000円の増でございます。これにつきましては、後期高齢者医療事業特別会計繰出金でございます。職員共済費の増に伴う繰出金の増額でございます。

続いて、13ページをお願いいたします。4款衛生費、1項保健衛生費、3目母子衛生費でございます。委託料、妊婦健診委託料44万円の減、扶助費、妊婦健診助成金44万の増額ということで、平成27年度から妊婦健診の関係につきましては、その助成

方法を償還払いから助成券による受診へと変更し、その旨を個別に該当者に通知し、お願いをして進めてきたわけですが、4月、5月につきましては従来の償還払いでの受診というところが多くなってきたために、今回予算の組み替えということで委託料を44万減らし、扶助費を44万増額するものでございます。

続いて、5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費でございます。済みません、14ページをお願いします。負担金、補助及び交付金、神河町地域農業再生協議会補助金20万円の増額でございます。これにつきましては、県補助金の増額決定に基づき、協議会の運営補助金として増額をいたしております。

続きまして、6款商工費、1項商工費、1目商工振興費でございます。負担金、補助及び交付金、寺前駅前商店会アンテナショップ設置補助金340万円の増額でございます。このアンテナショップ設置につきましては、寺前駅前銀座商店会が事業主体となり、商工会、町と連携しながら一体となって町の玄関口である寺前駅前のさらなる活性化とにぎわいづくりを目的に、その建設費用につきましては中小企業庁の地域商業自立促進事業3分の2補助を受け実施するものでございまして、今回その建設費用の3分の1、340万円を町として支援するため増額をするものでございます。

2目観光振興費、役務費60万円、工事請負費1,134万円でございます。これにつきましては、ヨーデルの森浄化槽の維持修繕工事に係る部分でございます。ヨーデルの森の浄化槽につきましては、これまでの集客増への対応と経年劣化等により浄化機能が著しく低下しているという現状にあり、これから本番を迎えます夏休み、お盆など、入り込み客が激増した場合、汚水が処理し切れない状況となる可能性が極めて高いということから、その浄化処理能力を向上させるために今回浄化膜の交換、洗浄等の工事で1,134万円を増額するものでございます。あわせて、その浄化槽の能力維持と多量の汚水が発生した場合に対処するために、し尿くみ取り手数料として汚水のくみ取り3回分、60万円を増額するものでございます。

続いて、15ページをお願いいたします。9款教育費、2項小学校費、1目小学校管理費、需用費、光熱水費51万5,000円の増額でございます。これにつきましては、電気料金の値上げに伴います増額でございます。神崎小学校が41万7,000円、寺前小学校が9万8,000円でございます。

続いて、3項中学校費、中学校管理費、同じく光熱水費で45万9,000円の増額、これにつきましても電気料金値上げに伴います増額でございます。

続いて、16ページをお願いいたします。9款教育費、5項社会教育費、1目社会教育総務費、報償費31万5,000円の増、需用費4万円の増、役務費2万4,000円の増、これにつきましては、本年度から実施しています土曜チャレンジ学習の参加児童が増加したことに対応するために増額するものでございます。報償費31万5,000円につきましては、指導員をふやすための経費でございます。需用費4万円につきましては、教材費の増額でございます。役務費については傷害保険料として2万4,000円増額す

るものでございます。

続きまして、17ページをお願いします。2目公民館費でございます。需用費、光熱水費119万円の増額でございます。これにつきましても、電気料金などの値上げに伴います増額でございます。中央公民館が90万円、神崎公民館が29万円、合わせて119万円の増額でございます。

同じく6項保健体育費、2目体育施設管理費、同じく需用費、光熱水費126万7,000円、これにつきましても、電気料金値上げに伴い増額するものでございます。はにおか運動公園が2万、町民温水プールが124万7,000円でございます。

3目学校給食費、需用費、光熱水費21万8,000円の増額でございます。これにつきましても、電気料金値上げに伴い増額をするものでございます。

18ページ以降につきましては、給与費明細書を添付をいたしております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議お願いをいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明は終わりました。

ここで昼食のため暫時休憩いたします。再開を13時ちょうどいたします。

午後0時05分休憩

午後1時00分再開

○議長（安部 重助君） 再開します。

午前中に第72号議案、平成27年度神河町一般会計補正予算（第3号）の提案説明が終わっておりますので、これより本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方、どうぞ。

藤原資広議員。

○議員（5番 藤原 資広君） 済みません、5番、藤原です。そしたら14ページにあります商工費なんですけども、寺前駅商店会のアンテナショップの設置について、どのような大きさの規模のものを考えておられるのかちょっと教えていただけないでしょうか。

○議長（安部 重助君） 地域振興課参事。

○地域振興課参事兼観光振興特命参事（山下 和久君） 地域振興課、山下でございます。

現在アンテナショップ等につきましては、数回の会議が地元の方を中心にやっております。今のところ商店会の皆様は平家建ての分を考えられておられます。それでもって喫茶軽食等を考えておられる状況にあります。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

小林議員。

○議員（10番 小林 和男君） 10番、小林です。14ページの一番下のヨーデルの森の浄化槽に関連してのことなんですけども、この浄化槽の修理費が上がってるんやけども、大山の下水処理場につなぐというお考えはなかったんでしょうかね。以前、委員会

で山田の浄水場をポンプアップして大山へつないだらコストの削減になるというふうな話を聞いたんですけども、ヨーデルの森やったらポンプアップもしないで、そのまま自然流下でいけるんじゃないかと思うんですけども、その辺のそこはいかがでしょうか。

○議長（安部 重助君） 地域振興課参事。

○地域振興課参事兼観光振興特命参事（山下 和久君） 地域振興課、山下でございます。その点につきましては、午前中の教育委員会の関係の部分にもありましたように、今回、本当にいろいろと悩みました。言われますように、できましたら直結に持っていきたいわけです。しかしながら、先ほど下水道課長のほうが言われましたようにエリア外ということになりますので、当面それには並行して検討しながら、今回の緊急措置的な格好で経費の一番少ない中でどれがいいかということを選びさせていただきまして、やっていきたいというふうに思います。基本的に私もそのとおりだと考えています。何とか近くにある浄化槽に直結できればなど。それが一番メンテナンス上もいいですし、それから故障も少ないということで、今後はそういうふうに持っていきたいとは考えますけれども、先ほど言いましたように、さまざまな諸手続に非常に時間がかかるということで、今は何とか許される予算の範囲内におきまして最善の策をとりたいというふうに考えております。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

小寺議員。

○議員（7番 小寺 俊輔君） 7番、小寺です。先ほどのヨーデルの森の浄化槽に関してなんですけれども、委員会で過日説明いただいたんですけど、ほぼ2分の1の機能が死んでいるということのお話だったんですけども、今回それ突然にその機能が死ぬいうことはなく、ずっと経年劣化ということだと思えます。ということは、当初予算でも要望を上げられてやっていたのか、それとも、もう最初から当初予算に上げていなかったのか、ちょっとその辺のところをまず教えていただきたいんですけども。

○議長（安部 重助君） 地域振興課参事。

○地域振興課参事兼観光振興特命参事（山下 和久君） 地域振興課、山下でございます。おっしゃるとおりでございます。本来であれば当初予算に上げるべき事項であります。しかしながら、地域振興課で管理する観光施設全てにつきましては、予算編成時に事前ヒアリング、それから専門家による事前調査をやりまして、その中で今どういう修繕工事が必要なのかを拾い出します。その中で、なおかつ優先順位をつけます。緊急度の度合いによってすぐやらなければならないもの、それから二、三年はもつもの、もっと大規模修繕が必要なものという、その中で対応した中で今回は上がってませんでした。いうことで当初予算には上げてませんでしたけれども、このたびゴールデンウィークに非常に天気がよかったもんですから、物すごい多くのお客さんが来ていただきました。その中で業者さんのほうから、このままだと非常に厳しいと。まだことしにつきましては今後、夏休み、それから、ことしから創設されましたシルバーウィークということで、

連休等が予想されます。その中で、できるだけのことをしとかなないとだめかなということで、メンテナンス業者のほうから、それからヨーデルの森と協議した結果、今回こういうふうな格好になったわけでございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

小寺議員。

○議員（7番 小寺 俊輔君） 7番、小寺です。そしたら、いわゆるヨーデルの森の指定管理者さんと事前ヒアリングをして、でもヨーデルの森さんのほうから声が上がらなかったという解釈でよろしいですかね。

○議長（安部 重助君） 地域振興課参事。

○地域振興課参事兼観光振興特命参事（山下 和久君） はい、そうです。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

藤原資広議員。

○議員（5番 藤原 資広君） 5番、藤原です。そしたら20ページの給料関係、ちょっと御質問をしていきたいと思います。財政担当参事のほうからはさらっと流されたんですけども、20ページで昇給に見合う分は180万ほど、その他の増ということで人事異動によるもんが約270万ということで、ちょっと私のほうも個人的に試算してみますと、多分異動に伴う分はこれでわかるんですけど、昇給に伴う部分の増減なんですけど、当初予算で22ページにありますこの表、昇給計画表があるんですけど、当初の予算でされていて、今回異動を見て実際上げられた分の昇給の差額をここへ上がってくると思うんですけども、同じパターンに仮に上げますと、そんなに高く昇給に伴う増は出てこないと思うんですよ。そうなりますと10万前後の差しかないのかなと思うんですけども170万ほど出てるのと、それと特別会計においても、あと出ているのは多分水道会計だけということで、あと2課だけしか多分これ昇給に係る異動がないと思うんですけども、もし内訳とか小分けわかるんなら説明をしていただけないでしょうか。

○議長（安部 重助君） 総務課長。

○総務課長（前田 義人君） 総務課、前田です。金額的な内訳ということではないんですけども、5級、6級のところの動きを資広議員さんおっしゃったとおりで比較をすれば、級をわたったりしたのが何人いるかということがわかるかというところの御質問かなと思うんですが、病院のほうを除くということになりますか、特別会計、一般会計、この後も出てまいります、5級、6級の差でいいますと、やはり5級から6級の異動というのが大変多くありまして、補正前でいいますと6級15名としてましたところを26名ということですので11人ということになります。5級13名としてましたところが11名ということで、これは2名減になりますけれども、5から6へわたる人数が今年度、4月当初予算から比べますと非常に多いというところで、金額に反映がされてくるというふうな動きが中心になってます。以上です。

○議長（安部 重助君） 藤原資広議員。

○議員（5番 藤原 資広君） 済みません、5番、藤原です。そしたら、この22ページに書いてありますこの昇給に該当する部分の人数については、違うという意味じゃないんですね。このとおり運用されて、その差額が170万ほど出てるということでしょういいんですね。

○議長（安部 重助君） 総務課長。

○総務課長（前田 義人君） 金額的なところ、本当に細かく追いかけていかないとわからないですが、この給与費明細書というのはそういうことでつくられておりますので、人の動きに合った人数が表示されております。以上です。

○議長（安部 重助君） 4回になりますので。（発言する者あり）

ほかにございますか。

松山議員。

○議員（8番 松山 陽子君） 8番、松山です。12ページの民生費のところなんですけれども、老人保護措置費として163万6,000円上げられておられます。これは歳入のところでも説明はありました。老人ホーム、生活支援ハウスに入ってらっしゃる方が移動されるに当たっての措置費、7月から3月分というふうなことだと思うんですが、生活支援ハウスはいつの段階で閉じられるのか、そして、今現在多分登録してらっしゃるっていか住んでらっしゃるのが、1人入院で、あの方か2人いらっしゃる状況かと思うんですが、その方がいつ移動されるのか。その老人の方は、老人ホームへ移動される方は7月からというふうに一応推測はできるんですけども、あの方についてもその段階でその施設を出られるということになるのか教えていただきたいと思います。

○議長（安部 重助君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長兼地域局長（大中 昌幸君） 健康福祉課長、大中でございます。現在、生活支援ハウスの利用者は3名でございます。3名の方の今度の生活の場としての移行先は、まず、今回補正予算で上げさせていただいております養護老人ホーム、近くでいえば福崎町の福寿園でありますとか、姫路の船津にありますふれあいの郷とかといった比較的自立された元気な方で、この方は生活保護を受けられてるので家もありませんので養護老人ホームというところで生活をしていただこうと思っております。もう1名の方は知的障害、そして精神障害などいろいろ身体的な問題、精神的な問題がありますので、相生の魚橋病院のほうで今入院されておられます。そして、もうお一方なんですけども、この方につきましては要介護の2ということで、そのままあやめ苑のほうで受け入れをしていただこうと考えています。そして、その最終の時期ですね、とりあえず平成28年4月1日から30床の多床室ということで開始ということで、工事期間に約4カ月最低必要であるというように光輪福祉会のほうから聞いております。つまり11月には工事に着工しないといけないということで、10月にはそういう最終的、幾ら遅くても10月にはそういう3名様が生産をする場を確保するというところでございます。こちらとしましては、もう少しできるだけ早いうちにしたいと考えてます。生活支援ハウスの契

約につきましては年間600万、途中で委託を中止しますと月割りで案分するという
ことで、月々50万ずつかかっております。つまり早くすれば生活支援ハウスで支払う金
額が少なく済むということでございまして、この議会が終わりましたすぐに養護老人
ホームの入所判定委員会については取りかかりたいと考えております。

それと、県内41市町あるわけなんですけども、現在養護老人ホームに入所してない
市町っていうのは神河町のみです。今度7年ぶりに養護老人ホームの利用をすること
になります。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 松山議員。

○議員（8番 松山 陽子君） そしたら、そのお元気な方については7月からの措置と
いう形の計画とは思いますが、この支援ハウスから特養建設のほうに移行するって
いうのが決まったの、多分最近のことだと思うんですね。5月の委員会ではその方向で
あるとは聞いてましたけれども、いつからという期限はまだ聞いてない状況ではあつたか
と思います。入所しておられる老人ホームに移行される方について、どの段階で周知さ
れ納得されたのかということが、やっぱりお一人、一番長く生活してらっしゃる方であ
つたかと思うんですね。その方がやはりこの町から離れるに当たっては、いろんな思い
もあろうかと思いますが、ただ、それぞれの町とか施設の都合だけでも、はい、あつ
ちへというふうな形の説明で終わっては何か気の毒なような感じはするんですが、もう
その本人の方については納得されているのでしょうか。

○議長（安部 重助君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長兼地域局長（大中 昌幸君） 健康福祉課長の大中でございます。本人さ
んにはまだ言ってません。といいますのが、この予算が確定しないと行き先については
確約ができないということでございます。それで、あと支援ハウスの入所決定につい
ては、毎年住民税が確定します6月1日以降、6月中に収入申告書を提出していただいて、
それで何月まで可能と。それで、生活支援ハウスっていうのは基本的には、その方は長
期に生活保護ということで、家ももう朽ちて住めない状態でしたので、養護老人ホーム
がわりに生活支援ハウスを使っていたいただいていたわけなんですけれども、基本的には生
活支援ハウスは期間を決めて利用決定を出すということでございまして、生涯そこで過
ごしていただく場ではございません。また、その方については、養護老人ホームの選択
以外に、あと例えば自分で、保護を受けてる関係もあって低家賃のアパートを借りて、
そこで生活していただく方法もあります。その点につきましては、中播磨健康福祉事務
所の生活保護のケースワーカーと連絡をとりながら決めていきたいと考えております。
以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

小寺議員。

○議員（7番 小寺 俊輔君） 7番、小寺です。15ページの教育費、小学校管理費の
需用費、光熱水費の中で、財政特命参事のほうから神崎小学校と寺前小学校の電気代い

う説明があったんですけれども、あと長谷小学校と越知谷小学校の電気代による補正はなぜ上がってないのかということと、あと幼稚園費のほうでも上がってないんですね、光熱費のほうで補正に。それはなぜ上がってきてないのかという説明をしていただきたいです。

○議長（安部 重助君） 財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（児島 修二君） ただいまの質問にお答えをいたしたいと
思います。今回の補正で上げさせていただきました光熱水費につきましては、現在、事
業所におきます高圧供給分というところの施設に対しまして、影響額を関西電力のほう
から示してこられた部分につきまして今回補正を計上をさせていただいております。以
上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

三谷議員。

○議員（9番 三谷 克巳君） 9番、三谷でございます。先ほどの小寺議員の質問と相
関連しますが、多分今回の電気料金の値上げについては、高圧の分もありますし、一般
の利用に応じた分での値上げもあると思うんですが、その分の中での、通常分ですね、
電気の使用量に応じるところの値上げ分ですね、この辺は当初予算で見えてあるという、
そのように理解しとっていいんですか。

○議長（安部 重助君） 総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（児島 修二君） そのように理解をさせていただいて結構で
す。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほか、ないようでしたら、質疑を終結したいと思いま
すが、よろしいですか。

質疑を終結いたします。

ここでお諮りいたします。本案については、総務文教常任委員会に審査を付託いたし
たいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認め、第72号議案は、総務文教常任委員会
に審査を付託することに決定しました。

日程第13 第73号議案

○議長（安部 重助君） 日程第13、第73号議案、平成27年度神河町介護療育支援
事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第73号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は平成27年度神河町介護療育支援事業特別会計補正予算（第1号）でございまして、当初予算以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。補正の内容は、共済費の率の改正により4万7,000円を増額し、これらの財源として予備費を充用いたしております。なお、歳入歳出予算の総額は、補正前の6,031万3,000円からの変更はございません。

以上が提案の理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 質疑ないようでございますので、質疑を終結いたします。

なお、本議案に対する討論、採決は最終日に行いますので、御了承願います。

日程第14 第74号議案

○議長（安部 重助君） 日程第14、第74号議案、平成27年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第74号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は平成27年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）でございまして、当初予算以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。補正の内容は、職員の人事異動に伴う減額補正でございまして、歳入では職員給与費等繰入金71万円の減額、歳出では給料、職員手当、共済費の減額で、人件費総額としまして71万円の減額であります。これらによりまして歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ71万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億8,154万1,000円とするものです。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 質疑ないようでございますので、質疑を終結します。

なお、本議案に対する討論、採決は最終日に行いますので、御了承願います。

日程第15 第75号議案

○議長（安部 重助君） 日程第15、第75号議案、平成27年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第75号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は平成27年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）でございまして、当初予算以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。補正の主な内容は、共済費の負担率の変更に伴う増額補正でございまして、歳入では事務費繰入金金を4,000円の増額、歳出では職員共済組合負担金を4,000円増額するものでございます。これらにより歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,243万3,000円とするものであります。

以上が提案の理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 質疑ないようでございます。質疑を終結いたします。

なお、本議案に対する討論、採決は最終日に行いますので、御了承願います。

日程第16 第76号議案

○議長（安部 重助君） 日程第16、第76号議案、平成27年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第76号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は平成27年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）でございまして、当初予算以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。補正の内容は、職員人事異動に伴う人件費の減額、地域包括支援センター職員、社会福祉士の産休及び育休による嘱託員、介護支援専門員人件費の増額、介護保険法改正に係る地域包括支援センターのシステム改修による増額等でございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ156万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億5,426万円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

- 議長（安部 重助君） 質疑ないようでございますので、質疑を終結いたします。
なお、本議案に対する討論、採決は最終日に行いますので、御了承を願います。

日程第17 第77号議案

- 議長（安部 重助君） 日程第17、第77号議案、平成27年度神河町老人訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

- 町長（山名 宗悟君） 第77号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は平成27年度神河町老人訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）でございまして、当初予算以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。補正の内容は、職員の異動及び共済費の率の改正に伴い、歳出において給料、職員手当及び共済費を減額しております。また、嘱託員の賃金を増額しており、これらにより総額76万5,000円を減額し、予備費を76万5,000円増額しております。なお、歳入歳出予算の総額は補正前の1億1,127万7,000円からの変更はございません。

以上が提案の理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

- 議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

- 議長（安部 重助君） 質疑ないようでございますので、質疑を終結いたします。
なお、本議案に対する討論、採決は最終日に行いますので、御了承願います。

日程第18 第78号議案

- 議長（安部 重助君） 日程第18、第78号議案、平成27年度神河町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

- 町長（山名 宗悟君） 第78号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は平成27年度神河町水道事業会計補正予算（第1号）でございまして、当初予算以降、補正要因の生じたものについて補正するものでございます。補正内容は、予算第3条の収益的支出の予定額で、4月1日の人事異動に伴い、給料、手当、法定福利費等について総係費で19万4,000円を増額し、これらの財源として予備費19万4,

000円を減額いたします。収益的支出の総額4億639万1,000円には増減はありません。

次に、予算第4条の資本的支出の予定額で、同じく人事異動に伴う共済組合負担金について事務費で6,000円を増額し、不足する6,000円は過年度分損益勘定留保資金で補填いたします。

次に、予算第7条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費、職員給与費を20万円増額し、4,837万5,000円に補正するものであります。

以上が提案理由及び内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

松山議員。

○議員（8番 松山 陽子君） 済みません、8番、松山です。ちょっと私の聞き間違いか勘違いかどうか分からないんですけども、町長が提案説明されました中で第3条とか第4条とかって言われたんですが、それは何かここに資料としていただいている分と何か食い違いがあるように思うんですが、間違いないでしょうか。

○議長（安部 重助君） 上下水道課長。

○上下水道課長（中島 康之君） 資料との関係なんですけども、1ページをごらんください。予算3条で申しておりますのは、この総則の下の第2条のところの文言で、収益的収入及び支出の分を予算3条というふうに申しております。そのことを申し上げた分でございます。そして、その次に資本的収入及び支出、第3条のところでは予算第4条というふうに明示してあります。この部分が資本的収入及び支出に関する予算の表現として表現させていただいております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） よろしいですか。

ほかにございますか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほか、ないようでございますので、質疑を終結いたします。

なお、本議案に対する討論、採決は最終日に行いますので、御了承願います。

日程第19 第79号議案

○議長（安部 重助君） 日程第19、第79号議案、平成27年度神河町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第79号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は平成27年度神河町下水道事業会計補正予算（第1号）でございまして、当

初予算以降、補正要因の生じたものについて補正するものでございます。補正内容は、予算第3条の収益的支出の予定額で、4月1日の人事異動に伴い、給料、手当、法定福利費等について総係費で182万2,000円を減額し、予備費182万2,000円を増額いたします。収益的支出の総額7億7,736万5,000円には増減はありません。

予算第7条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費、職員給与費を182万2,000円減額し、2,987万5,000円に補正するものであります。

以上が提案理由並びに内容であります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明は終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑ないようでございますので、質疑を終結いたします。

なお、本議案に対する討論、採決は最終日に行いますので、御了承を願います。

日程第20 第80号議案

○議長（安部 重助君） 日程第20、第80号議案、平成27年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第80号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は平成27年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第1号）でございまして、当初予算以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。補正内容としましては、給与費において職員の異動及び法定福利費の率の改正により、給料、職員手当、賞与引当金繰入額及び法定福利費において976万7,000円を減額し、予備費を976万7,000円増額しております。なお、収益的支出の総額33億7,509万5,000円には増減はありません。

予算第7条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費、職員給与費を976万7,000円減額し、22億1,657万円に補正するものです。

以上が提案の理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

三谷議員。

○議員（9番 三谷 克巳君） 9番、三谷でございます。特にこの病院会計だけにかかわらないんですが、先ほど来今回の人件費の補正がそれぞれ各会計で行われました。先ほどの藤原資広議員の質疑にもありましたように、給料分の増減ですね、これについては昇給に伴うものが170万円ほどあると。しかし、それ以外の職員の異動等につきま

しては、これまでの会計の中で約700万円ほど下がってるわけですよ。ところが職員数を見ますと、これ4月1日現在の職員数ということだろうとしますので実態がどうなっているかわからないのですが、通常、職員異動だけであれば役場全体での増減は普通あり得ないんですが、今回については給料については700万円ほど下がっている。また一方、管理職手当につきましては、これ450万ほど町全体でふえてるんですが、これは先ほどの一般会計での級の区分を見ればそういう部分での影響かなと思うんですが、特にこの給料の関係で約700万円ほど異動等によって下がった要因というのはどのようなことなのか、それを教えていただきたいと思います。

○議長（安部 重助君） 病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（藤原 秀明君） 病院の藤原でございます。病院の部分のみでよろしいでしょうか。病院の部分のみでございますが、病院の部分につきましては増減はございません。ただ、職員につきましては採用の関係で1名減をしておりますけども、嘱託職員で補正は、訪問看護も含めましてでございますけどもしておりますので、増減がないような状況でございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 全体のほうから見て、総務課長、何か答弁ありますか。総務課長。

○総務課長（前田 義人君） 今、三谷議員さんのほうから御質問ありましたのは、この公立神崎総合病院の給与費明細書のところで、その他でマイナス570万という金額のところの御指摘かなというふうに思ったところでありますが、通常、当初予算の段階で全体論の話ですけども、全体の中で職員配置を勘案して当初予算を組みます。そのときには退職者、定期の退職者はもうわかっておりますし、新規の雇用する予定、採用する職員もおおむね格付がわかってる状態で当初予算を組んでまいりますので、異動による増減ということで急遽やめたりとか急遽採用するということは、一般会計の中では余り起こらないというふうなところであるというふうに思っています。病院のほうはまた特殊な出入りがあるのかなというふうに見ております。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかに質問ございますか。80号議案に関連してお願いします。三谷議員。

○議員（9番 三谷 克巳君） 私が質問したのは、例えば病院会計ですね、今回給与だけ見ますと580万円近く減ってましたと。その中については、通常考えられるのは例えば病院会計から一般会計に移れば、人が入れかわればそういう分の差額が出てきて570万とかぐらいの差が出てきますよという、そういう分の考え方がありますんでね、町全体の人件費という部分でしたときに、それでもこれ見ましたら9つの会計ですか、の人件費の数字が出てきとんです。その中で700万円ほどの給料が下がっている要因は何かなということなんです。

先ほど総務課長が説明されましたように、当初予算の段階では、それで退職者等もまた新規採用者も含めて4月1日現在の新しい職員の、今回でしたら何名でしたかね、1

00、病院入れますと340名余りですか、の職員の人件費をはじき出しますので、そう職員異動いうんですか、に関してそう給与、人件費そのものでの差が出てこないのが私は通常だと思ってますんで、今回の分の中で見ますと700万円も給料が下がるというのはなぜかなと。先ほども言いましたように昇給等があって上がるという分はわかります。つまり職員の異動に限っては同じ人物が会計間を異動するだけですんで、総額で計算しますとそう差がないと思うんですが、その700万円の差が出ているのはなぜかなという、そういう質問やったと思うんです。そういう中で、病院の会計については1人退職されて嘱託で対応されたんで給料が賃金に変わったという分の中で、実質上の職員数が1名減っていますからこういう金額になったと、そのような説明だったら理解できと思うんですが、総務課長のほうには町全体での分の中で再度説明をお願いしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 総務課長。

○総務課長（前田 義人君） 総務課、前田です。申しわけありません、町全体というところで捉えて切れておりませんので説明がしっかりとできません。全体の中で、ちょっと今回の80号議案ではないですが、一般会計でいいますと他会計からの出入りというものは他会計からの出入りということで、1,800万プラスでマイナスが1,600万というふうなことで差し引きができるようには表記してあるんですが、全体の表記がありませんのでちょっと説明がし切れません。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（藤原 秀明君） 病院の藤原でございます。先ほどの三谷議員さんの御質問でございますけども、おっしゃるとおりでございますして、病院部分で当初予算予定しておりましたところから1名減っておりますので、この減ということになっております。それと、訪問看護ステーションとの異動もございまして、その差額も含まれてる状況でございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

藤原資広議員。

○議員（5番 藤原 資広君） 5番、藤原です。病院会計の7ページのところの給料の一覧表があるんですけど、その中で昇給に伴う増加分と、その他の増減分の使い分け、ちょっと教えていただけないでしょうか。これも一般会計も同じような格好でいっとなるんですけど、このものの使い方のどういう格好で分離されているのか、そのやり方だけ教えていただけませんか。

○議長（安部 重助君） 病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（藤原 秀明君） 病院の藤原でございます。現在につきましては、このたびの議案につきましては職員異動のみ、昇給の部分は見ておりませんので、その他ということでその他部分、職員手当につきましてもその他の増減ということで上

げさせていただいております。給与改正に伴います分が発生した場合は、その上の給与改正に数字が上がってまいります。また昇給に伴う分が発生しました部分につきましては、その2のところの昇給に伴う増加分が上がってくるという状況でございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほか、ないようでございますので、質疑を終結いたします。

なお、本議案に対する討論、採決は最終日に行いますので、御了承を願います。

日程第21 第81号議案

○議長（安部 重助君） 日程第21、第81号議案、神河町立寺前小学校大規模改造工事（第Ⅱ期）請負契約の件を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第81号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は神河町立寺前小学校大規模改造工事（第Ⅱ期）請負契約の件についてでございます。本件は、昨年施工しました第1期の寺前小学校校舎西側及び体育館の工事について行います校舎東側の工事で、長寿命化及び内外装工事、トイレの洋便器化、正面玄関のバリアフリー化、エアコン設置や照明器具のLED化等を行うものでございます。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、詳細について教育課長から説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

教育課長。

○教育課長（松田 隆幸君） 教育課の松田でございます。議案書の次のページをごらんいただきたいと思います。工事請負契約に関する附属説明書でございます。

まず、1の入札の状況は、平成27年4月14日午前8時52分から本庁3階第3会議室で入札を行い、ごらんとおり立建設株式会社が1億9,960万円で落札いたしました。契約金額は消費税8%を加算しまして、2億1,556万8,000円でございます。次に、契約相手方の立建設株式会社の経歴は、工事出来高と資本金を(1)と(2)に、また次のページに工事経歴として、最近の建築工事の主な工事物件を掲載しておりますので御確認ください。

次に工期ですが、本日6月16日から平成27年9月25日までの契約といたしております。なお、入札は事後審査型条件つき一般競争入札で行い、契約の締結については

落札者決定後仮契約をし、議会の議決の後、本契約を締結するとしているところでございます。議会の議決が国の交付金の交付決定後となることから、6月1日付で交付決定がありましたので、本議会で議決をいただきましたら本契約を締結する予定としております。

次に、工事の内容については次のページの参考資料をごらんください。既に常任委員会でも資料提出しているところですが、1ページ目は工事の概要、これにつきましてはまた後ほど御説明をいたします。2ページ目に配置図を、3ページ目に年度別工事区分を色分けしており、今年度の工事箇所は黄色で掲載しております。

参考資料1ページ目にお戻りください。事業年度は26年度、27年度の2カ年で、今年度が2カ年目となります。26年度には、校舎等の西側半分と屋内運動場棟、渡り廊下棟を改修したところで、今年度は残りの校舎東側の校舎をリニューアルし長寿命化いたします。今年度の工事面積は、1階、2階、3階合わせまして1,733平米の工事を予定しております。

次に主な工事内容ですが、校舎棟の外壁や教室、廊下の壁、天井など内外部の仕上げのリニューアル、トイレの洋便器化と多目的トイレの設置、正面玄関等のバリアフリー化と玄関ホールの天井の耐震化、教室の冷暖房空調設備の設置、窓の強化ガラスへの取りかえなどと、これらに伴います電気設備、機械設備の更新を行います。

最後に工事の工程ですが、夏休みまでは土日を中心に窓ガラスの交換、職員室移動のための配線工事、屋外附帯工事等を行い、夏休みに入って校舎内の解体、トイレ、空調、家具等の工事、そして、外部外壁塗装等の工事を実施し、8月末には部分竣工検査として引き渡しを行い、9月に入り手直し残工事整理を行います。児童の学習には影響のないよう施工する予定にしております。

なお、工事の施工管理につきましては5月19日に入札を行い、委託業者としまして株式会社内藤設計兵庫支店が昨年に引き続き行うところになってところでございます。

教育課としまして、学校、施工業者、施工管理業者と十分連携を図りながら、寺前小学校の大規模改造が適切かつ確実に施行できるよう取り組んでまいりますので、よろしく願いいたします。

以上、私からの説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方どうぞ。

廣納議員。

○議員（6番 廣納 良幸君） 6番、廣納です。この工事概要のところの2階、3階の多目的便所、これを具体的に説明を受けたとは思いますが、具体的にもう一度どういうものがついてるか、どういう機能があるか説明をお願いします。

○議長（安部 重助君） 教育課長。

○教育課長（松田 隆幸君） トイレにつきましては、全て洋便器化、ウォシュレットのついたものいたします。多目的トイレにつきましては手すり等をつけまして、身障者等が活用できるようにつくりとなっておりますのでございます。以上です。

○議長（安部 重助君） 廣納議員。

○議員（6番 廣納 良幸君） 要するに身障者が使えるということなんですけども、それは男女別にせずに男女共有、そういう意味で2階に1カ所、3階に1カ所というような捉え方かどうか、それもお願いします。

○議長（安部 重助君） 教育課長。

○教育課長（松田 隆幸君） 今、廣納議員さんがおっしゃいましたように、各階に1つずつ設置をして、現状、男女共用という形になっております。（発言する者あり）はい。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

山下議員。

○議員（3番 山下 皓司君） 3番、山下です。エレベータールームですね、1階から3階まであるんですね。これは26年度も色づけがしてないように見えるんです。それから、もちろん27年度も色づけがしてない。先生に聞きますと、あそこの中ちょっと困るでという、まだできてへんのちゃうかと、エレベータールームの前いうんですか、それたしかそういうように、さわってなかったように思うんですね、26年度。ちょっとこっちの、こっち言うてもわからへんけど、1ページのところにもエレベータールームというのが特に出てませんので、確認を願いたいと思います。

○議長（安部 重助君） 教育課長。

○教育課長（松田 隆幸君） エレベーターの機械自体はさわらない予定でございまして。ですから色つけをしていないというところで、今、議員さんが御指摘のあったその前の部分というのは、そのフロアという意味でございましてでしょうか。

○議長（安部 重助君） 山下議員。

○議員（3番 山下 皓司君） そういうことなんですけども、具体的に言いますとエレベーターの前の空間、部屋というようなわけにいかへんけども、例えば、このドアの前、これはエレベーターですけど、この前と、そういう意味です。確認してください。

○議長（安部 重助君） 教育課長。

○教育課長（松田 隆幸君） 確認をさせていただいて、どのように回答させていただいたらいでしょうか。今ちょっと資料がないので。

○議長（安部 重助君） ちょっと教育課長、前に視察に行ったときに、入り口の角この壁の部分が、給食の機材等が当たって傷がいつとるといふ指摘があったんですけど、その部分です。

○教育課長（松田 隆幸君） はい、わかりました。その部分については修正というか工事の中で対応いたします。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

小寺議員。

○議員（7番 小寺 俊輔君） 7番、小寺です。質問といたしますか、要望なんですけれども、工期が6月、きょうからですね、で9月25日、先ほどの教育課長の説明で聞いておりますと、授業等には全く影響のないような説明だったんですけども、少しおくれたりしますと、また授業に影響が出るようになってくると思うんです。そういうことの必ずないように、施工管理、先ほど内藤設計さんに契約したというお話も出たんですけども、そういう内藤設計に丸投げするのではなく、発注責任者として神河町が必ず寺前小学校の児童には迷惑をかけないと、そういう意気込みでぜひ工事を進めていっていただきたいと思います。これはもう要望でございます。

○議長（安部 重助君） 要望のうちに一応、教育課長。

○教育課長（松田 隆幸君） 了解いたしました。一番課題になっておりますのがトイレの工事でございます。トイレについては、もう短期間で仕上げなければならない中でかなり厳しい状況にはなっておりますが、業者とももう期間内にとということで話をしてお盆もなく工事をする予定で、9月までには工事を完成したいというふうに思っております。頑張っ取り組みます。以上です。

○議長（安部 重助君） これはもう十分気をつけていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

ほかにございますか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほか、ないようでございますので、質疑を終結いたします。

（発言する者あり）質疑を終結したんですけども。はい、申しわけございません。

これより討論に入ります。討論のある方どうぞ。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結します。

第81号議案を採決いたします。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第81号議案は、原案のとおり可決しました。

ここで暫時休憩をいたします。資料配付がございますのでこのままでお待ち願います。

午後1時55分休憩

午後1時58分再開

○議長（安部 重助君） 再開します。

追加日程第1 発議第2号

○議長（安部 重助君） お諮りいたします。ただいま藤原日順議員から発議第2号が提出されました。直ちにこれを日程に追加し議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認め、発議第2号を直ちに日程に追加し議題とすることに決定しました。

追加日程第1、発議第2号、神河町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

事務局、発議第2号の朗読をしてください。

〔事務局朗読〕

.....
発議第2号 神河町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件
.....

○議長（安部 重助君） ここで提出者の説明を求めます。

藤原日順議員。

○議員（2番 藤原 日順君） 2番、藤原日順でございます。それでは、今回の発議の趣旨につきまして御説明を申し上げます。

神河町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件ですが、平成21年8月25日に出された人事院勧告、それに続く総務省の事務次官通知、つまり自宅に係る住宅手当は廃止することとするという内容、さらに、昨今の厳しい経済及び財政状況や、県及び県下の市町村の手当廃止への動きを考慮すれば、職員の第2号住居手当、持ち家手当は支給停止すべきであると考えます。具体的には、新しく追加する附則において支給額をゼロ円とすると定めることとなります。本則をさわらずに附則で定める理由は、平成17年11月7日の神河町条例第44号、いわゆる給与条例の附則第11項において、当分の間第18条第2項第2号中、1,000円とあるのは2,500円とすると規定されたのですが本則は当初のままであること、それ以降も附則による措置が継続されているため今回も同じく附則においてその金額をゼロ円と改める、すなわち支給停止とするものです。

実施時期につきましては、不利益変更の遡及は許されない点及び相当の周知期間が必要なため、来年の4月1日から実施、施行するのが適当であると考えます。以上です。

○議長（安部 重助君） 説明は終わりました。

発議第2号に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。質疑、特にございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、反対討論からお願いします。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 次に、賛成討論ございませんか。

藤原日順議員。

○議員（2番 藤原 日順君） 2番、藤原でございます。先ほどの趣旨説明に追加とい
いますか、補足をいたします。給与条例第18条第1項第2号の住宅手当、持ち家手当
につきまして、それを廃止すべき理由を申し述べます。

昨年6月定例会の一般質問において、国や兵庫県でも既に廃止されている職員の第
2号住居手当は、本来廃止すべき手当であるにもかかわらず、現在でも支給は継続され
ている事業体もあるからという論拠のみで継続している制度である。町民の持ち家には
固定資産税を徴収する一方で、持ち家に居住する職員に対して持ち家手当を支給する、
言葉をかえて言うなら職員が払うべき本来の固定資産税を3万円減額するというのは甚
だ不合理である。したがって、第2号住居手当、持ち家手当は可及的速やかに廃止すべ
きであると申し上げました。しかし、職員組合との協議が調わないことを理由に持ち家
手当の支給が放置されているのが現状であります。この間私は年度当初予算、補正予算
の審議において、この持ち家手当が絡んでいる議案について例外なく反対を表明してき
ました。支給根拠の存在しない手当を認めるわけにはいかないからであります。

ここで考察しておくべきなのは、持ち家手当の年額3万円、月額にして2,500円と
いう数字の算出根拠は一体どこから出てきたのかということであります。平成21年の
人事院勧告によれば、自宅に係る住居手当については、主に自宅の維持管理の費用を補
填する趣旨の手当として昭和49年に設けられたが、創設以来手当額の改定が行われな
いなど公務部内でのその趣旨が定着しなかったことに鑑み、平成15年に財形持家個人
融資に関連するものである住宅の新築、購入後5年に限り支給される手当のみを残して
廃止したものである。しかしながら、当該存置した手当についても、財形持家個人融資
の利用者が大幅に減少し、措置しておく必要が認められないことから廃止することとす
るとあります。つまり給与条例第18条第2項第2号の住宅手当、持ち家手当の月額2,
500円の根拠は、財形持家融資制度での負担軽減措置、すなわち事業者は勤労者に対
して5年以上、年間3万円以上を利子補給金として支給すること、ただし住宅手当とし
て月2,500円以上を支給する方法でもよいなど、勤労者の返済負担を軽減することが
必要という規定によるものであります。そして、この措置を今後も存置しておく必要性
が認められないと平成21年人事院勧告で明記されています。つまり持ち家手当の支給
根拠は、自宅の維持管理の費用の費用を補填するという当初の目的からは変わってきて
おり、近年では財形持家融資制度の利子補給金の意味合いを持つものであって、財形持
家融資を利用する者がほとんどない現状では、支給根拠は全く存在しないということ
であります。

以上、申し述べた理由によりまして、月額2,500円の持ち家手当を即刻廃止するの
が当局として、また議会として果たすべき責務であると私は考えます。以上です。

○議長（安部 重助君） 次に、反対討論ございますか。

山下議員。

○議員（3番 山下 皓司君） 私はただいま発議されました件につきまして反対の立場で討論を行います。

この住居手当のいわゆる持ち家分ですかね、これにつきましての動向は、今提案されております議員の一般質問等を通じて執行部の意向を私は聞いております。すなわち現在の発議と同じ施行期日は28年の4月1日からというように、のことでございました。その理由としては、やはり合併特例による交付税の算定がえ、いわゆる2町分がなくなるというタイミングでやりたいということであります。そういうように聞いております。私は同じ時期であるとするならば、この発議からこの議事の進行を見ておりますと、私どもの一方的なような感もいたします。私はまず町長の提案を待って、当然町長が提案されるということはこれは職員の勤務条件に係る問題であると、その辺が十分整理されて提案されるだろうというように思っております。したがって、今回の発議につきましては反対をいたします。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 次に、賛成討論の方どうぞ。ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 次に、反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結いたします。

発議第2号を採決いたします。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立少数であります。よって、発議第2号については、否決しました。

○議長（安部 重助君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。委員会に付託した議案審査のため、あすから6月22日まで休会いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認めます。よって、委員会に付託した議案審査のため、あすから6月22日まで休会と決定いたしました。

次の本会議は、6月23日午前9時再開といたします。

本日はこれにて散会といたします。どうも御苦労さんでした。

午後2時10分散会
